

# 令和元年度 有料老人ホーム研修会



長野県健康福祉部介護支援課

# 令和元年度有料老人ホーム研修会 次第

## 1 開 会

## 2 説 明

- (1) 高齢者向け住まいにおける消費税の軽減税率について … 1頁  
(講師：公益社団法人 全国有料老人ホーム協会 事務局長 灰藤 誠 様)
- (2) 長野県有料老人ホーム設置運営指導要綱の改正について …23頁
- (3) 届出、報告徴収等について
- ①有料老人ホームについて
- ・有料老人ホームに関する届出等について …38頁
  - ・有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に係る報告の徴収について …40頁
  - ・有料老人ホーム事業変更（休止・廃止）届について …41頁
  - ・有料老人ホームにおける事故の情報提供について …43頁
  - ・有料老人ホームにおける安否確認又は状況把握の実施の徹底について …45頁
- ②サービス付き高齢者向け住宅について
- ・サービス付き高齢者向け住宅に係る管理状況の報告等について …51頁
  - ・サービス付き高齢者向け住宅に係る変更届について …54頁
  - ・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の更新について …55頁
- (4) 平成30年度一般検査結果等について
- ・平成30年度一般検査結果（有料老人ホーム） …58頁
- (5) 高齢者向け住まいに併設されている介護サービス事業所に  
対する指導監督について …別冊

## 3 閉 会

## 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅をご利用の皆様、

2019年10月から、消費税は標準税率は10%に引き上げられます。  
その際、「飲食料品の譲渡（購入）」は、軽減税率（8%）が適用されます。

消費税法にもとづき、外食などは、標準税率（10%）の適用ですが、  
「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」で提供される食事については、  
「入居者」に対し、「一定の金額基準」を満たす場合のみ、軽減税率（8%）となります。

食事の提供について、軽減税率の対象となるのは「入居者」の方のみです。（入居者にも一部例外があります）  
ご家族等の来訪者、外部利用者、職員等への食事の提供は10%となります。

「金額基準」は、  
「1食につき640円(税抜)以下」かつ「1日の累計額が1920円に達するまで」が8%の適用です。

\* 詳しくは、ご利用の高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の事業者にお問合せください。

軽減税率の対象となる飲食料品の範囲

軽減税率対象: 8%  
標準税率対象: 10%

テイクアウト・宅配等

外食

ケータリング等

酒類

**飲食料品**  
(食品表示法に規定する食品)

人の飲用又は食用に供されるもの

医薬品・医薬部外品等

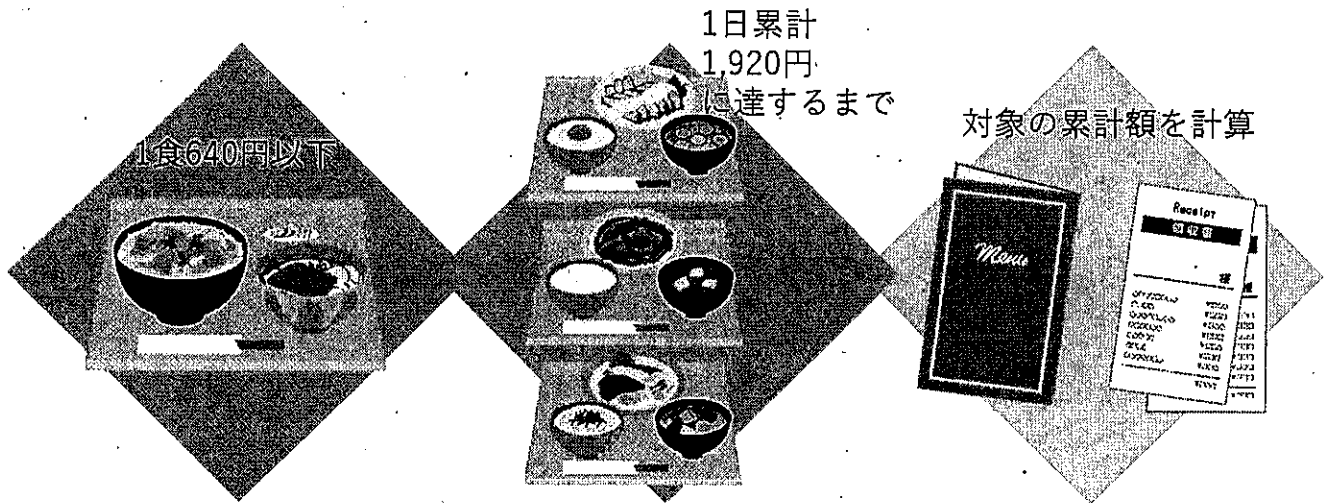
有料老人ホーム等で行う飲食料品の提供

「よくわかる消費税軽減税率制度（国税庁）」をもとに作成

**有料老人ホーム等での「飲食料品の提供」の軽減税率(8%) 「金額基準」の考え方**

- 1食につき640円（税抜）以下
- その累計額が1日1,920円に達するまで
- ただし、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を「あらかじめ書面により」明らかにしているときは、当該対象飲食料品のみに累計額を計算してよい

\* 詳しくは、ご利用の高齢者向け住まいの事業者にお問合せください。



**■ 1食につき640円以下であるもの**

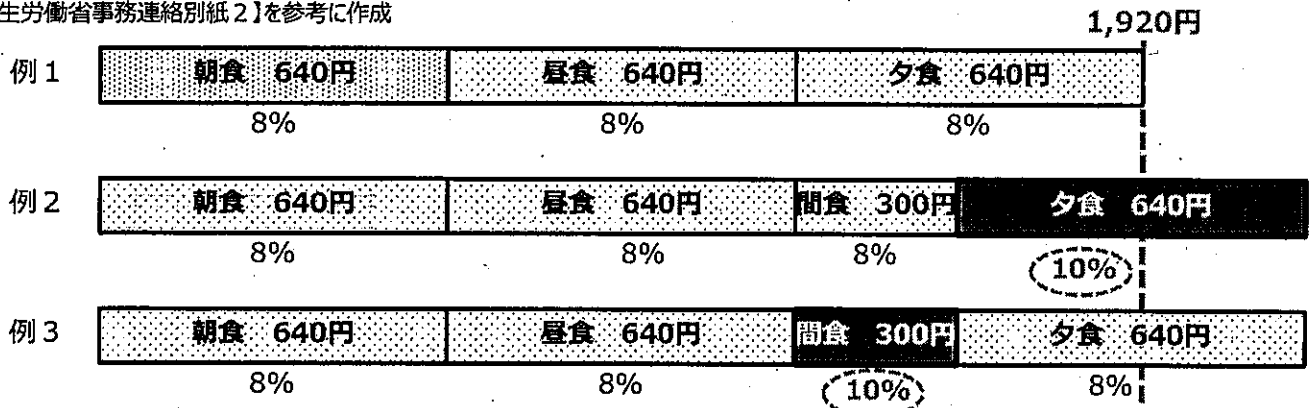
640円を超える食事については、軽減税率の対象とはならない

- 例 640円 → 8%
- 650円 → 10%

**■ 1日の食費の累計額が1,920円に達するまでのもの**

1日の食費の累計額が1,920円を超える場合、超えた食事については軽減税率の対象とはならない。ただし、「あらかじめ書面により」累計額の計算の対象となる食事を明らかにしている場合は、その方法による。

【厚生労働省事務連絡別紙2】を参考に作成

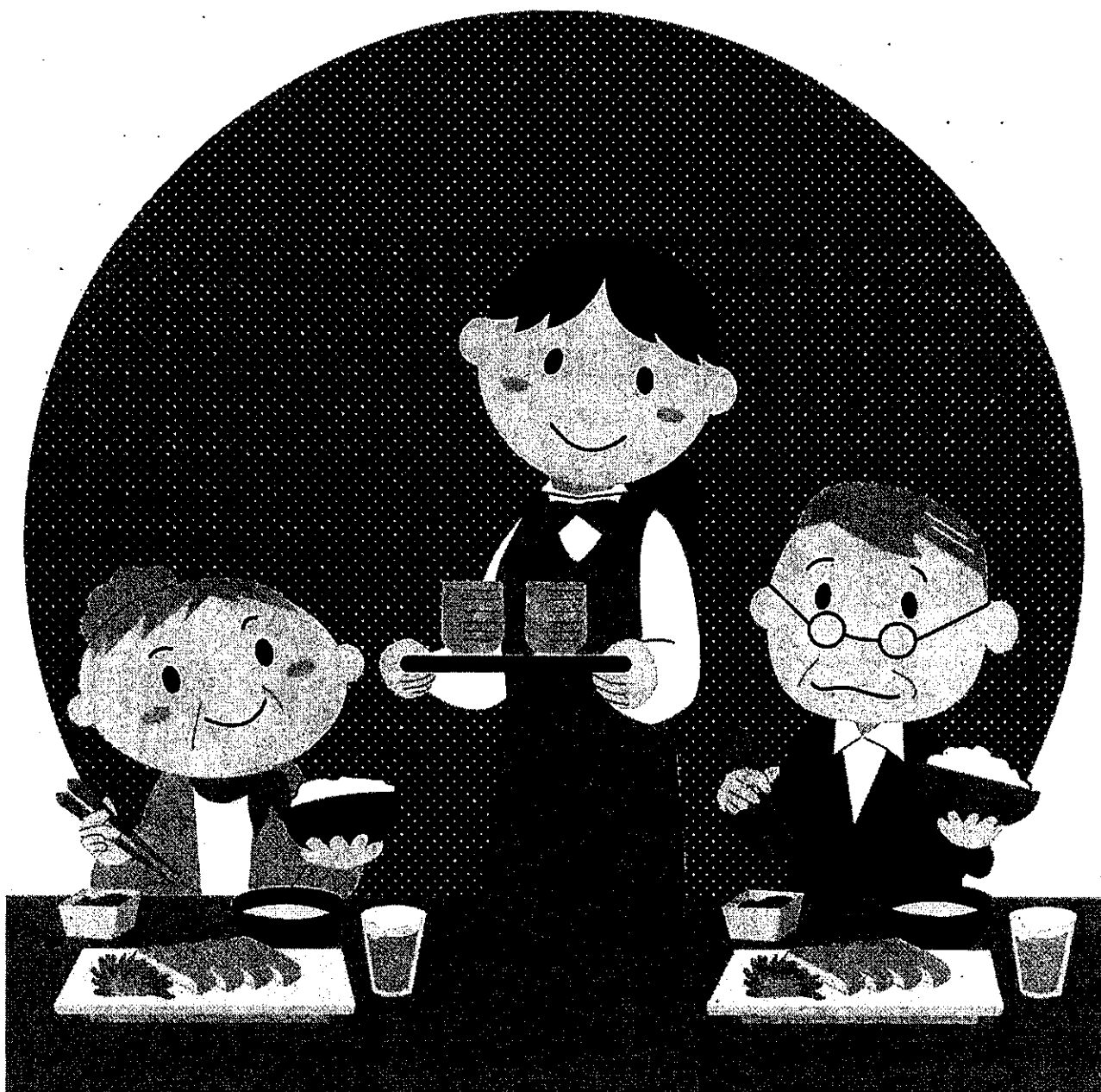


※例3は、間食を軽減税率の対象としないことを「あらかじめ書面により」明らかにしている場合

この資料は、平成30年度厚生労働省老人保健増進等事業として、公益法人全国有料老人ホーム協会が受託し作成したものです。  
\* 作成協力：一般社団法人全国介護付きホーム協会、一般社団法人サービス付き高齢者向け住宅協会、一般社団法人高齢者住宅協会

高齢者向け住まいにおける

# 飲食料品の提供の 消費税の軽減税率



# はじめに

- 2019年10月より、消費税が改定されます。  
従来の消費税率8%が、原則10%に改定されます。
- しかし、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅において、住まいの設置事業者・運営事業者から、入居者の方々に提供される「食事サービス」については、一定の条件付きで、「8%の軽減税率」が適用されることとなっています。
- 留意すべきは、全部の食事サービスの税率が8%になるのではなく、対象者や食事の単価等によっては、税率10%となる場合もある、という点です。
- 本資料では、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅での食事の消費税がどういう場合に8%となり、どういう場合に10%となるのか、の考え方を解説しています。
- 消費税の課税の判断は、最終的には、所管の税務署等に確認していただくことが必要となります。

2019年3月

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

資料作成協力：高齢者住まい事業者団体連合会

（公益社団法人全国有料老人ホーム協会  
一般社団法人全国介護付きホーム協会  
一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会  
一般社団法人高齢者住宅協会）

# 飲食料品の提供の消費税の軽減税率 1.法令の構造

## 1. 法令の構造

1. 2019年10月から、消費税は10%に引き上げ（大原則）
2. 飲食料品の譲渡(購入)は、軽減税率（8%）に該当（原則）
  - \* 医薬品や医薬部外品は10%（飲食料品ではない）
  - \* レストランや町の食堂等での飲食は10%
  - \* 酒類は10%
3. 飲食料品の譲渡の中でも、  
ケータリング（相手方が指定した場所において調理等の役務を伴う飲食料品の提供）は、  
軽減税率の対象外で10%（例外）
4. ケータリングでも、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等において、  
**「入居者」に対する「一定の金額基準」を満たす飲食料品の提供は、**  
軽減税率（8%）の対象（例外の例外）

※特養、老健、介護医療院、軽費老人ホーム（ケアハウス）、通所（デイサービス）、  
認知症グループホーム等は、食費・食材費はもともと非課税です。

# 飲食料品の提供の消費税の軽減税率 1.法令の構造



## 飲食料品の提供の消費税の軽減税率 2.対象者

### 2. 対象者

#### 1. 入居者の要件（有料老人ホーム）＝サービス付き高齢者向け住宅の入居者の要件

- ① 60歳以上の者
- ② 要介護認定・要支援認定を受けている60歳未満の者
- ③ それらの者と同居している配偶者

#### 2. 高齢者向け住まい内であれば、提供場所が食堂でも居室でも対象

#### 3. 入居者に該当すれば対象

- ① 短期利用（介護保険の短期利用特定施設入居者生活介護、介護保険外の短期利用）
- ② 体験入居・体験利用



#### 4. 家族等の来訪者、外部利用者は、対象外

#### 5. 職員も、対象外

⇒入居者と入居者以外のいずれもが利用することができる食堂等を運営する場合には、販売の際に、確認を行うなどし、適用税率を判断することが必要。

## 飲食料品の提供の消費税の軽減税率 1.法令の構造&3.金額基準

問1.高齢者住まいにおいて行う飲食料品の提供が、特に軽減税率の適用対象とされたのはなぜですか。  
また、特に適用対象とするために、  
一定の金額基準を満たすことが必要とされた（後述の「1食あたり640円以下」等）のはなぜですか。

- 高齢者向け住まいで提供される食事は、当該施設で日常生活を営む入居者の求めに応じて、入居者が指定した場所（当該施設）において施設設置者等が調理等をして提供するものですから、一義的には、標準税率（10%）が適用される「ケータリングサービス」に該当すると考えられます。
- しかし、高齢者向け住まいでの飲食料品の提供は、通常の「ケータリングサービス」のように自らの選択で受けるものではなく、日常生活を営む場において他の形態で食事をとることが困難なことから、入居者はこれらの施設設置者等が提供する飲食料品を食べざるを得ないという事情があるため、一定の要件を満たすものは軽減税率（8%）の適用対象としたものです。

※ 高齢者向け住まいの居室で行われる飲食料品の提供も、食堂等で行われる飲食料品の提供も、どちらも、金額等の一定の要件を満たすものは軽減税率（8%）の適用対象となります。

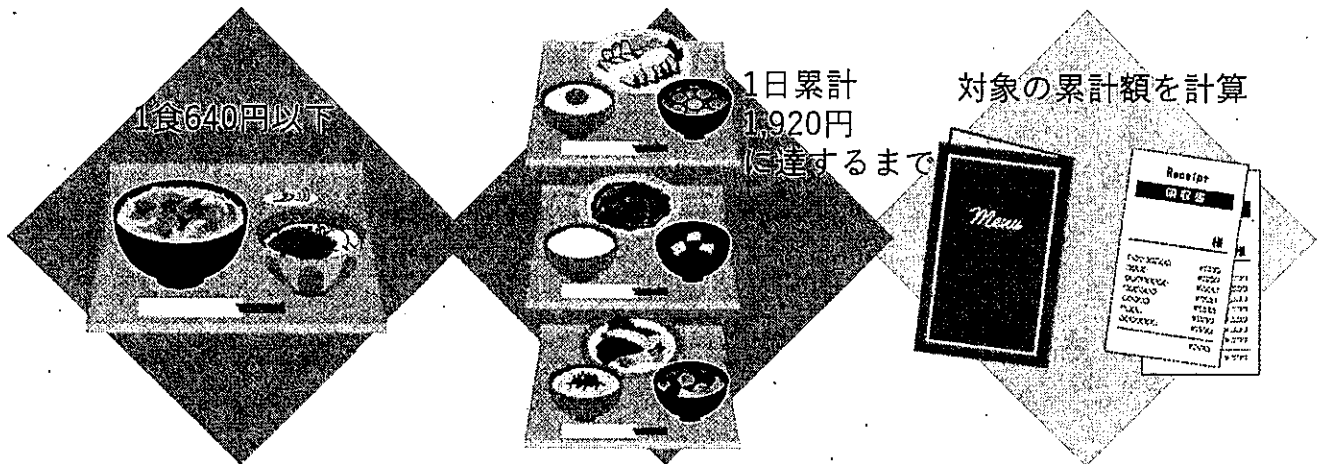
- また、金額基準については、上記趣旨及び標準税率が適用される外食との間のバランスを考慮し、設けたものになります。  
具体的な金額基準については厚労省告示である「入院時食事療養費算定基準」を引用しています。

【高住連Q&A問2】



3. 金額基準

- 1食につき640円以下
- その累計額が1日1,920円に達するまで
- ただし、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を「あらかじめ書面により」明らかにしているときは、当該対象飲食料品のみで累計額を計算



飲食料品の提供の消費税の軽減税率 3.金額基準

■ 1食につき640円以下であるもの

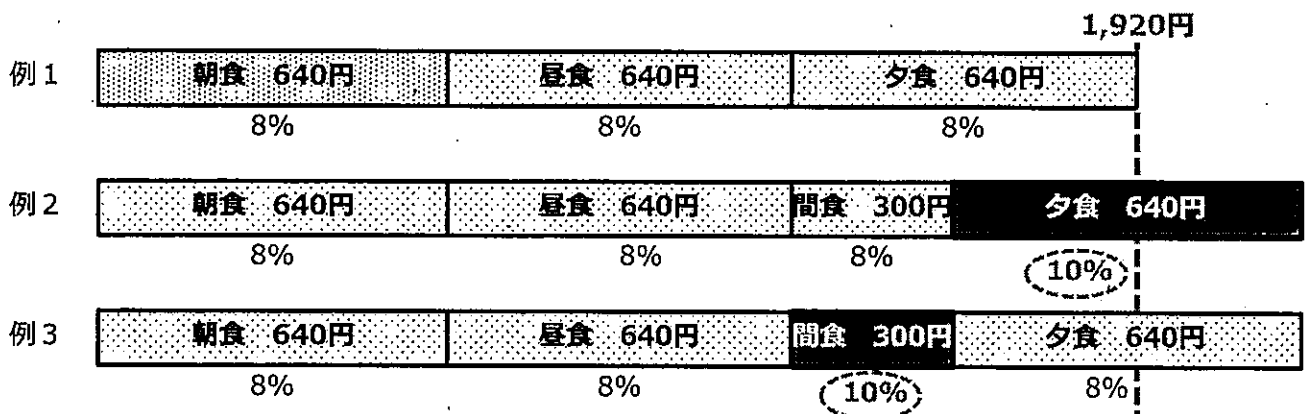
640円を超える食事については、軽減税率の対象とはならない

例 640円 → 8%

650円 → 10%

■ 1日の食費の累計額が1,920円に達するまでのもの

1日の食費の累計額が1,920円を超える場合、超えた食事については軽減税率の対象とはならない。ただし、「あらかじめ書面により」累計額の計算の対象となる食事を明らかにしている場合は、その方法による。



※例3は、間食を軽減税率の対象としないことを「あらかじめ書面により」明らかにしている場合

## 飲食料品の提供の消費税の軽減税率 3.金額基準

問2.高齢者向け住まいにおいて、すべて税抜価格で、500円の朝食、550円の昼食、640円夕食と、15時に300円の間食（おやつ）を提供しています。これらの食事は、軽減税率の対象となりますか。

- ① 軽減税率の適用対象となる高齢者向け住まいにおいて行う飲食料品の提供とは、高齢者向け住まいにおいて、当該高齢者向け住まいの設置者又は運営者が、当該高齢者向け住まいの一定の入居者に対して、同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供の対価の額（税抜き）が一食につき640円以下であるもののうち、その累計額が1,920円に達するまでの飲食料品の提供です。
- ② ただし、設置者等が同一の日に同一の入居者等に対して行う飲食料品の提供のうち、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供（640円以下のものに限る。）を「あらかじめ書面により」明らかにしている場合には、その対象飲食料品の提供の対価の額によりその累計額を計算するものとされています。
- ③ ご質問の飲食料品の提供について、あらかじめ書面により、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を明らかにしていない場合は以下のとおりとなります。

朝食（軽減）	昼食（軽減）	間食（軽減）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
500円≦640円	550円≦640円	300円≦640円	640円≦640円	= 1,990円（1,350円）
（累計500円）	（累計1,050円）	（累計1,350円）	（累計1,990円）	

※ 夕食は、一食につき640円以下ですが、朝食から夕食までの対価の額の累計額が1,920円を超えていますので、夕食については、軽減税率の適用対象となりません。

- ① なお、「あらかじめ書面により」、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を、「朝食、昼食、夕食」と明らかにしている場合は以下のとおりとなります。

朝食（軽減）	昼食（軽減）	間食（標準）	夕食（軽減）	合計（内軽減税率対象）
500円≦640円	550円≦640円	300円≦640円	640円≦640円	= 1,990円（1,690円）
（累計500円）	（累計1,050円）	累計対象外	（累計1,690円）	

【国税庁Q&A一部修正】

## 飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4.金額基準の適用方法

### 4. 金額基準の適用方法

1. 一食ずつ価格を定めている場合
2. 月額「食費」を月額定額で定め、欠食の場合の単価を定めている場合
3. 契約に「食材費」と月額「厨房管理費」を定めている場合
4. 契約に「食材費」のみ定めている場合（厨房管理費は管理費に含んでいる）
5. 食堂でその都度、注文する場合

## 飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4.金額基準の適用方法

問3.食費を、月額定額54,000円（税抜）と定めている場合、軽減税率の対象となりますか。

□ 軽減税率の適用対象となるかどうかは、合理的と認められる方法により、日額および1食当たりの食費を計算します。したがって、次のような計算方法で差し支えありません。なお、いずれの計算方法を取るのか、入居者に対して「あらかじめ書面により」明らかにしておくことが適当です。

A) 54,000円÷当該月の日数÷3食

a. 2月の日数が28日の場合、1,928円/日 (>1,920円)、642円/食 (>640円)

b. 30日の月の場合、1,800円/日 (<1,920円)、600円/食 (<640円)

B) 54,000円÷30日（どの月でも一律）÷3食

● 1,800円/日 (<1,920円)、600円/食 (<640円)

C) 54,000円×12ヶ月÷365日÷3食

● 1,775円/日 (<1,920円)、591円/食 (<640円)

## 飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4.金額基準の適用方法

問4.入居者との契約において、次のように「欠食」に関する定めがある場合、1食あたり640円以下等の金額基準はどのように計算すればよいですか。

《事例》

日額固定金額（2,100円/日）を定めており、欠食割引（1回300円割引）の定めがある場合

- ① 高齢者向け住まいの設置者等が飲食料品の提供を行う予定であったものについて、入居者の事情により、その提供を受けないもの（以下「欠食」といいます。）が一部にあったとしても、その対価の支払いが行われる（欠食割引がある場合を含みます）ときは、設置者等が提供した飲食料品を単に入居者が飲食しなかったものといえます。
- ② したがって、当該欠食に係る対価の額については、飲食料品の提供に係る対価の額にほかならないことから、原則として、1日（1食）あたりの金額の計算対象に含め、累計額等の計算を行います。
- ③ 具体的な適用税率の判定は次のとおり行うことになります

(例) ご質問のケース

※この場合、朝・昼・夕食の内訳は2,100円÷3食=700円となります。

①欠食がなかった場合

朝食（標準）	昼食（標準）	夕食（標準）	合計（内軽減税率適用対象）
700 > 640	700 > 640	700 > 640	= 2,100 (0 ≤ 1,920)
(累計0)	(累計0)	(累計0)	

②朝食を欠食した場合

朝食（軽減）	昼食（標準）	夕食（標準）	合計（内軽減税率適用対象）
400(700-300)	700 > 640	700 > 640	= 1,800 (400 ≤ 1,920)
(累計400)	(累計400)	(累計400)	

【高住連Q&A問7】

## 飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4.金額基準の適用方法

問5. 厨房管理費を、月額定額27,000円（税抜）と定めていて、食材費（欠食時には請求しない）を朝食200円、昼食300円、夕食400円と定めて請求する場合、軽減税率の対象となりますか。

- ① 厨房管理費を次のような方法で計算し、判定する方法が考えられます。なお、いずれの計算方法を取るのか、入居者に対して「あらかじめ書面により」明らかにしておくことが適当です。

A)  $27,000円 \div \text{当該月の日数} \div 3食$

a. 2月の日数が28日の場合、厨房管理費964円/日、321円/食

朝食（軽減）	昼食（軽減）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
521円 ≤ 640円	621円 ≤ 640円	721円 > 640円	= 1,863円 (1,142円)
(累計521円)	(累計1,142円)	(累計1,142円)	

b. 30日の月の場合、厨房管理費900円/日、300円/食

朝食（軽減）	昼食（軽減）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
500円 ≤ 640円	600円 ≤ 640円	700円 > 640円	= 1,800円 (1,100円)
(累計500円)	(累計1,100円)	(累計1,100円)	

B)  $27000円 \times 12ヶ月 \div 365日 \div 3食$

● 厨房管理費 887円/日、295円/食

朝食（軽減）	昼食（軽減）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
495円 ≤ 640円	595円 ≤ 640円	695円 > 640円	= 1,785円 (1,090円)
(累計495円)	(累計1,090円)	(累計1,090円)	

- ② 軽減税率の対象となる食事と対象とならない食事があるので、月額定額27,000円の厨房管理費の請求金額の税率を2つに分けて計算・請求する必要があります。具体的な金額の適用方法については、財務省に確認の上、各団体のホームページにてお知らせする予定です。

## 飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4.金額基準の適用方法

問6. 食費を、月額定額54,000円（税抜）と定めていて、欠食時に減額する金額（≒食材費相当額）を、朝食200円、昼食300円、夕食400円と定めている場合は、軽減税率の対象となりますか。

- ① 厨房管理費を次のような方法で計算し、判定する方法が考えられます。なお、いずれの計算方法を取るのか、入居者に対して「あらかじめ書面により」明らかにしておくことが適当です。

A)  $(54,000円 - (200円 + 300円 + 400円) \times \text{当該月の日数}) \div \text{当該月の日数} \div 3食$

a. 2月の日数が28日の場合、厨房管理費1,028円/日、342円/食

朝食（軽減）	昼食（標準）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
542円 ≤ 640円	642円 > 640円	742円 > 640円	= 1,926円 (542円)
(累計542円)	(累計542円)	(累計542円)	

b. 30日の月の場合、厨房管理費900円/日、300円/食

朝食（軽減）	昼食（軽減）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
500円 ≤ 640円	600円 ≤ 640円	700円 > 640円	= 1,800円 (1,100円)
(累計500円)	(累計1,100円)	(累計1,100円)	

B)  $(54,000円 \times 12ヶ月 - (200円 + 300円 + 400円) \times 365日) \div 365日 \div 3食$

● 厨房管理費 875円/日、291円/食

朝食（軽減）	昼食（軽減）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
491円 ≤ 640円	591円 ≤ 640円	691円 > 640円	= 1,773円 (1,082円)
(累計491円)	(累計1,082円)	(累計1,082円)	

- ② 軽減税率の対象となる食事と対象とならない食事があるので、月額定額54,000円の請求金額の税率を2つに分けて計算・請求する必要があります。具体的な金額の適用方法については、財務省に確認の上、各団体のホームページにてお知らせする予定です。

## 飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4.金額基準の適用方法

問7. 厨房管理費は「管理費」に含まれていて月額定額50,000円（税抜）と定めています。食費は、食材費（欠食時には請求しない）を朝食200円、昼食300円、夕食400円と定めている場合は、軽減税率の対象となりますか。

また、高齢者向け住まいの共用部の維持・管理に係る「管理費」に「厨房管理費」が含まれているものの明確に区分できない場合、どうすれば良いですか。

- ① 契約において飲食料品の提供に係る「厨房管理費」が共用部の維持・管理についての費用（管理費）に含まれている場合であっても、飲食料品の提供に係る「厨房管理費」が明らかな場合には、「食材費」と「厨房管理費」を合計して飲食料品の提供に係る対価の額を明らかにする必要があります。
- ② その上で、飲食料品の提供に係る対価の額が、一定の金額以下という要件を満たすものであればその金額は軽減税率の適用対象となります。
- ③ 他方、ご質問のように「管理費」に含まれる「厨房管理費」が明らかではない場合、別途区分することまで求めるものではありません。
- ④ その場合には、「食材費」のみを消費税法上の飲食料品の提供の対価の額の累計額の計算の対象とすることを「書面により」明らかにして、「1食あたり640円（税抜き）以下」の判定を行うことができます。

【高住連Q&A問6後段】

## 飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4.金額基準の適用方法

問8. 当ホームでは、朝食500円、昼食700円、夕食700円（いずれも税抜き）の決められた食事のほか、コーヒー200円、ケーキ400円、そば・うどん500円（いずれも税抜き）を注文することができます。朝食の代わりにコーヒーのみ、昼食の代わりにそば・うどんを召し上がる方もいます。朝食500円、昼食700円、夕食700円（いずれも税抜き）の決められた食事のみを、軽減税率の一食640円以下、1日1,920円以下の金額基準の判定対象として書面で定めることにより、コーヒー、ケーキ、そば・うどんは、判定対象外（標準税率）とできますか。

金額基準の計算対象としない旨、「あらかじめ書面により」明らかにしているときは、可能です。

問9. 当ホームでは、メインダイニングにおける食事のほか、喫茶室において軽食等を注文することができます。喫茶室における軽食等も含めて、軽減税率の対象かどうか判定しなければいけませんか。

喫茶室における軽食等も、軽減税率の対象とすることも可能ですし、「あらかじめ書面により」明らかにすることにより軽減税率の金額基準の判定対象外とする（メインダイニングの食事のみを判定対象とする）ことも可能です。

【高住連Q&A問8後段】

## 飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4.金額基準の適用方法

問10.高齢者向け住まいにおいて行う飲食料品の提供の「全て」について、軽減税率の累計額の計算の対象となる飲食料品の提供の対象とならないことを、「あらかじめ書面により」明らかにすることは認められるか。

- ① 軽減税率の累計額の計算の対象となる飲食料品の提供をあらかじめ書面により明らかにした場合には、その対象飲食料品の提供の対価の額によりその累計額を計算するものとされています。
- ② ご質問のように、高齢者向け住まいの設置者等が入居者に対し当該施設において行う飲食料品の提供の「全て」について、軽減税率の累計額の計算の対象となる飲食料品の提供の対象とならないことをあらかじめ書面により明らかにした場合には、その高齢者向け住まいの設置者等が入居者に対し当該施設において行う飲食料品の提供全体が標準税率の対象となります。
  - \* 入居者をご納得されるかどうかは別問題です。  
消費者保護の観点等からも、あらかじめ事前に十分な説明をお願いいたします。
- ③ なお、上記により標準税率が適用されるのは飲食料品の「提供」であり、単なる飲食料品の「譲渡（売買等）」には軽減税率が適用（金額によらず8%）されることとなります。

【高住連Q&A問9】

## 飲食料品の提供の消費税の軽減税率 5.飲食料品の販売

### 5. 飲食料品の販売

□ 飲食料品の販売（譲渡）は、すべて軽減税率（8%）

- ① ホーム内の売店での飲食料品の販売
- ② 入居者による宅配弁当、出前の購入

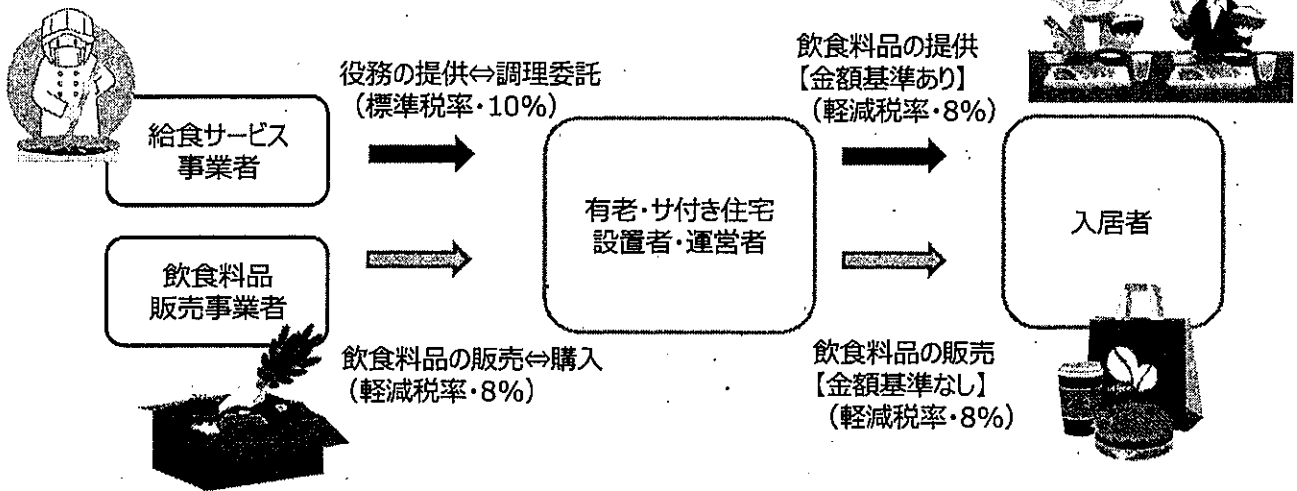
\* 「飲食料品の販売」の場合は、金額基準は適用されない  
= 金額に関係なく、軽減税率の適用

\* 当該売店に付随する飲食設備で飲食させる食事の提供に  
該当する場合には、軽減税率の対象外

なお、ホームが宅配弁当を仕入れ、入居者に提供する場合  
（=飲食料品の提供に該当する場合）は、  
軽減税率の対象だが、金額基準が適用される。

6. 厨房委託契約と食品の仕入れ

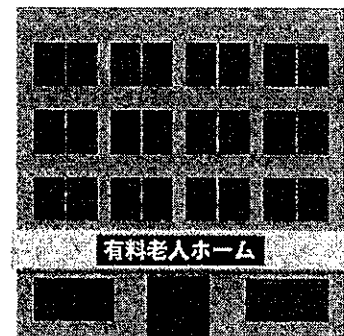
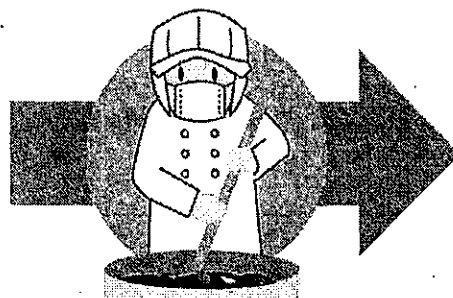
1. ホームと厨房委託会社の厨房委託契約は、10%
2. ホームが食品を仕入れる場合の消費税は、8%
3. クックチル形式も「販売・購入」の売買契約の場合は、8%



飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4. 金額基準の適用方法

問11. 当社は、給食事業を営んでいます。有料老人ホームとの給食調理委託契約に基づき、その有料老人ホームにおいて入居者に提供する食事の調理を行っていますが、当社の行う受託業務についても、軽減税率の適用対象となりますか。

- ① 軽減税率の適用対象となる有料老人ホームにおいて行う飲食料品の提供は、有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供に限られています（改正法附則34①一ロ、改正令附則3②一）。
- ② 貴社が有料老人ホームとの給食調理委託契約に基づき行う食事の調理は、受託者である貴社が、委託者である有料老人ホームに対して行う食事の調理に係る役務の提供ですので、軽減税率の適用対象外です（軽減通達13）。



軽減税率の適用対象外

7. 準備事項

1. 各ホーム・住宅の食費に対する軽減税率適用の確認
2. 現入居者に対する説明・周知
  - ① 管理費や基本サービス費の消費税率の変更に加え、食費に関する適用税率を説明  
\*介護付きホーム（特定施設）等では、介護報酬改定（特定処遇改善加算・基本単位微増）による利用者負担額の変更も検討が必要。
  - ② 累計額の計算の対象を「あらかじめ書面により明らかにする」
  - ③ 運営懇談会などの場で説明することが考えられる。
3. 契約書、重要事項説明書、パンフレット等の改定
  - ① 管理費や基本サービス費、食費〔消費税込み価格を表示している場合〕
  - ② 飲食料品の提供のうち、累計額の計算の対象となるもの〔限定する場合〕  
\*介護付きホーム（特定施設）等では、介護報酬改定（特定処遇改善加算・基本単位微増）による利用者負担額の変更も検討が必要。
4. 会計ソフトの対応状況の確認と必要なシステム改訂

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 7.準備事項

□ あらかじめ書面により明らかにする例

A) 運営懇談会資料や掲示資料などへの記載イメージ

**利用契約書に記載されている  
「食材費」を、軽減税率の対象といたします。**

※食材費(朝食・昼食・夕食)以外の食事は、軽減税率の対象外とさせていただきます。

B) 契約書に記載する文言のイメージ

・軽減税率（8％）の対象となる飲食料品の提供は、上記の「朝食・昼食・夕食」の食材費です。それ以外の飲食料品の提供は、軽減税率の対象外とします。

・有料老人ホームにおける食費（飲食料品の提供の対価）に係る消費税については、一食640円以下、一日累計額1,920円に達するまでは、軽減税率（8％）の対象となります。当ホームでは、この軽減税率の対象となる飲食料品の提供を、上記の「朝食・昼食・夕食」の食材費とします。それ以外の飲食料品の提供は、軽減税率の対象外とします。



○有料老人ホーム等において行う飲食料品の提供の消費税の取扱い

消費税法・消費税法施行令	消費税法施行規則等
<p>○消費税法(昭和六十三年法律第八号)(抄)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>九の二 軽減対象課税資産の譲渡等 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをいう。</p> <p>別表第一(第二条関係)</p> <p>一 飲食料品(食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第二条第一項(定義)に規定する食品(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項(酒類の定義及び種類)に規定する酒類を除く。以下この号において単に「食品」という。)をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち政令で定める資産を含む。以下この号及び別表第一の二において同じ。)の譲渡(次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十九条第一項(届出等)に規定する有料老人ホームその他の人が生活を営む場所として政令で定める施設において行う政令で定める飲食料品の提供を除く。)</p> <p>二 (略)</p>	<p>○消費税法施行規則(昭和六十三年大蔵省令第五十三号)(抄)</p> <p>(有料老人ホームにおける飲食料品の提供の対象となる入居者の範囲)</p> <p>第一条の二 令第二条の四第二項第一号に規定する財務省令で定める年齢その他の要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>一 六十歳以上の者</p> <p>二 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第十九条第一項(市町村の認定)に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定を受けている六十歳未満の者</p> <p>三 前二号のいずれかに該当する者と同居している配偶者(前二号のいずれかに該当する者を除き、その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</p>
<p>○消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)(抄)</p> <p>(飲食料品の譲渡に含まれない食事の提供を行う事業の範囲等)</p> <p>第二条の四 (略)</p> <p>2 法別表第一第一号ロに規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げる施設とし、同表第一号ロに規定する政令で定める飲食料品の提供は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める飲食料品の提供(財務大臣の定める基準に該当する飲食料品の提供に限り、第十四条の二第一項から第三項までの規定により財務大臣が指定する資産の譲渡等を除く。)とする。</p> <p>一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十九条第一項(届出等)の規定による届出が行われている同項に規定する有料老人ホーム(次号に掲げる施設に該当するものを除く。)当該有料老人ホームを設置し、又は運営する者が、当該有料老人ホームの入居者(財務省令で定める年齢その他の要件に該当する者に限る。)に対して行う飲食料品の提供</p> <p>二 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第六条第一項(登録の申請)に規定する登録を受けた同法第五条第一項(サービス付き高齢者向け住宅事業の登録)に規定するサービス付き高齢者向け住宅 当該サービス付き高齢者向け住宅を設置し、又は運営する者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供</p> <p>三～七 (略)</p>	<p>○消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成二十八年政令第四百十八号)附則第三条第二項の規定に基づき、財務大臣の定める基準(平成二十八年財務省告示第百号)(抄)</p> <p>消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成二十八年政令第四百十八号)附則第三条第二項(有料老人ホーム等の施設の範囲等)に規定する財務大臣の定める基準は、同項第一号若しくは第二号に掲げる施設を設置し、若しくは運営する者又は同項第三号から第七号までに掲げる施設の設置者(以下「設置者等」という。)が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供(同項各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める飲食料品の提供をいう。以下同じ。)の対価の額(消費税法(昭和六十三年法律第八号)第二十八条第一項(課税標準)に規定する対価の額をいう。以下同じ。)が一食につき入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成十八年三月厚生労働省告示第九十九号)別表第一の一(1)に規定する金額(同表第一の一の注により加算する金額を除く。以下「基準額」という。)以下であるもののうち、当該飲食料品の提供の対価の額の累計額が基準額に三を乗じて算出した金額に達するまでの飲食料品の提供であることとする。この場合において、設置者等が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供のうち、当該累計額の計算の対象となる飲食料品の提供(基準額を超えるものを除く。以下「対象飲食料品の提供」という。)をあらかじめ審面により明らかにしているときは、当該対象飲食料品の提供の対価の額により当該累計額を計算するものとする。</p> <p>○入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第九十九号)(抄)</p> <p>食事療養及び生活療養の費用額算定表</p> <p>第一 食事療養</p> <p>1 入院時食事療養(1)(1食につき)</p> <p>(1) (2)以外の食事療養を行う場合 640円。</p> <p>(2) (略)</p> <p>注(略)</p> <p>2 (略)</p>

○消費税の軽減税率制度に関するQ&A(個別事例編)(平成28年4月(平成30年1月改訂)国税庁消費税軽減税率制度対応室)

(有料老人ホームの飲食料品の提供)

問60 当社は、有料老人ホームを運営しています。提供する食事は全て税抜価格で、朝食500円、昼食550円、夕食640円で、昼食と夕食の間の15時に500円の間食を提供しています。これらの食事は、軽減税率の対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる有料老人ホームにおいて行う飲食料品の提供とは、老人福祉法第29条第1項の規定による届出が行われている有料老人ホームにおいて、当該有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供をいいます(改正法附則34①一ロ、改正令附則3②一)。

また、軽減税率の適用対象となるサービス付き高齢者向け住宅において行う飲食料品の提供とは、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第6条第1項に規定する登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅において、当該サービス付き高齢者向け住宅の設置者又は運営者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供をいいます(改正令附則3②二)。

これらの場合において、有料老人ホーム等の設置者又は運営者が、同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供の対価の額(税抜き)が一食につき640円以下であるもののうち、その累計額が1,920円に達するまでの飲食料品の提供であることとされています。

ただし、設置者等が同一の日に同一の入居者等に対して行う飲食料品の提供のうち、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供(640円以下のものに限る。)をあらかじめ書面により明らかにしている場合には、その対象飲食料品の提供の対価の額によりその累計額を計算するものとされています(平成28年財務省告示第100号)。

ご質問の飲食料品の提供について、あらかじめ書面により、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を明らかにしていない場合は以下のとおりとなります。

朝食(軽減)	昼食(軽減)	間食(軽減)	夕食(標準)	合計(内軽減税率対象)
500円≦640円	550円≦640円	500円≦640円	640円≦640円	= 2,190円(1,550円)
(累計500円)	(累計1,050円)	(累計1,550円)	(累計2,190円)	

夕食は、一食につき640円以下ですが、朝食から夕食までの対価の額の累計額が1,920円を超えていますので、夕食については、軽減税率の適用対象となりません。

なお、あらかじめ書面において、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を、朝食、昼食、夕食としていた場合は以下のとおりとなります。

朝食(軽減)	昼食(軽減)	間食(標準)	夕食(軽減)	合計(内軽減税率対象)
500円≦640円	550円≦640円	500円≦640円	640円≦640円	= 2,190円(1,690円)
(累計500円)	(累計1,050円)	累計対象外	(累計1,690円)	

(飲食料品の提供に係る委託)

問63 当社は、給食事業を営んでいます。有料老人ホームとの給食調理委託契約に基づき、その有料老人ホームにおいて入居者に提供する食事の調理を行っています。当社の行う受託業務についても、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる有料老人ホームにおいて行う飲食料品の提供は、有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供に限られています(改正法附則34①一ロ、改正令附則3②一)。貴社が有料老人ホームとの給食調理委託契約に基づき行う食事の調理は、受託者である貴社が、委託者である有料老人ホームに対して行う食事の調理に係る役務の提供ですので、軽減税率の適用対象となりません(軽減通達13)(問60(有料老人ホームの飲食料品の提供)参照)。

# 消費税の軽減税率対応のための レジ・システム補助金【第3版】



消費税の軽減税率制度開始とレジ補助金期限である  
**2019年10月が迫ってきました！**

レジや受発注システムを導入・改修する方への  
国の補助制度があります。

お問合せは以下の番号(※)まで  
**0120-398-111 (通話料無料)**

※独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する軽減税率対策補助金事務局になります。

## 複数税率

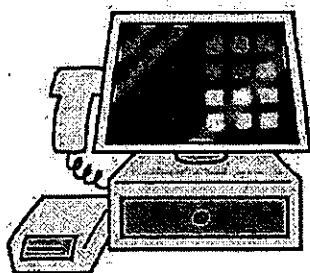
標準税率10%



軽減税率8%



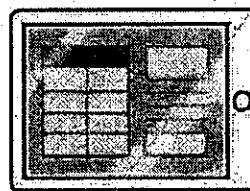
POSレジ



メカレジ



モバイル  
POSレジ



補助金の詳細は以下のURLをご覧ください。  
<http://kzt-hojo.jp/>

QRコードは  
こちら



# 1 軽減税率対応レジの導入・改修の支援

中小企業庁

## ポイント チェックしよう！

- 今使っているレジが複数税率に対応しているかレジメーカー等に確認する。
- 2019年9月30日までに導入・改修、支払いを完了し、2019年12月16日までに補助金を申請する。

### 〈軽減税率対応レジの導入等支援〉

対象者：軽減税率の対象商品の販売を行っている中小の小売事業者等

補助率：原則 3 / 4

なお、3万円未満のレジ購入の場合 4 / 5

補助上限：レジ1台あたり20万円、券売機1台あたり20万円【※②】

なお、商品マスタの設定等が必要な場合にはプラス20万円で上限40万円  
1事業者あたり上限200万円

【※② 2019年2月6日から券売機を補助対象化。】

完了期限：2019年9月30日まで

# 2 受発注・請求書管理システムの改修等の支援

## ポイント チェックしよう！

- システムの改修・入替の必要性についてシステムベンダー等に確認する。
- 補助金の交付申請は原則代理申請となる。

### 〈受発注システムの改修等支援〉

対象者：軽減税率制度の導入に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等

補助率：原則 3 / 4

補助上限：1000万円（発注システム）、150万円（受注システム）

完了期限：2019年9月30日まで

システム会社に改修を依頼する場合は、2019年6月28日までに事前申請が必要

### 〈請求書管理システムの改修等支援〉 【2019年2月6日から補助対象化。】

対象者：軽減税率制度の導入に伴い請求書管理システム(※③)の改修等を行う必要がある中小の卸売事業者、製造事業者等

(※③ 区分記載請求書等保存方式に対応した請求書の発行を行うシステム)

補助率：原則 3 / 4

補助上限：150万円

完了期限：2019年9月30日まで

# 消費税の軽減税率制度実施まで

## 残り1年を切りました！！

軽減税率への対応が必要か、確認をしましょう！

○売る商品に軽減税率対象商品が含まれている

⇒ 対応が必要です

(売り先が消費税の仕入税額控除をするため、軽減税率制度に対応した請求書や領収書の発行が必要です)

○仕入に軽減税率対象商品が含まれている

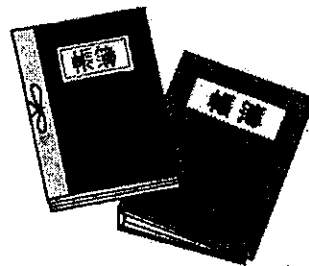
⇒ 対応が必要です

(軽減税率制度に対応した領収書、請求書等の保存、区分経理した帳簿が必要です)

納品書に記載された  
適用税率が正しいか確認



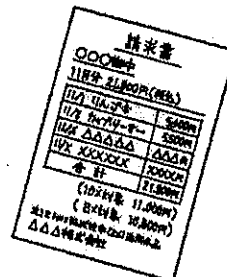
毎日の売上・仕入れを  
適用税率別に区分して記帳



複数税率・軽減税率に対応した  
レジへの買替え・改修



新しい記載ルールに則った  
請求書や領収書の発行



たとえば、次のような場合は対応が必要です。

- Q. 自社は売上一千万円以下の免税事業者なので、消費税は無関係 ⇒×
- A. 関係があります。自社は免税事業者でも、売り先が課税事業者であれば新しい記載ルールに則った請求書や領収書の発行が求められる場合があります。
- Q. 食料品など軽減税率対象の商品しか扱っておらず、全てが8%のままで、レジの買換えも、設定の変更も必要が無い ⇒×
- A. レジ設定の変更(「全商品が軽減税率対象」であると請求書・領収書に明示)や、変更が不可能な場合はレジ買換(あるいは個別に手書き等での対応)も必要です。
- Q. 自社はサービス業・製造業で、軽減税率は気にする必要が無い ⇒×
- A. 訪問客に提供する茶や菓子等、軽減税率対象商品を仕入れていませんか。その場合、軽減税率に対応した領収書等の保存と、帳簿の区分経理が必要です。

⇒ レジやシステムの改修・導入には国の支援があります。

レジ・システム補助金についてのお問い合わせは

**軽減税率対策補助金事務局**

**0120-398-111**

※独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する回線になります。

軽減税率制度に関するご相談は

**消費税軽減税率電話相談センター**

**0570-030-456**

※国税庁が設置する回線になります。

# 消費税軽減税率対策補助金の概要

【赤字が拡充予定箇所】

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、①複数税率対応レジ等の導入等（A型）、②受発注システムの改修等（B型）、③区分記載請求書への対応（C型）などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度

小売段階の支援 (BtoC)	流通段階の支援 (事業者間取引：BtoB)
<p><b>①複数税率対応レジ等の導入等支援(A型)</b></p> <p>■ 補助対象事業者 複数税率に対応して区分経理等を行うために、複数税率対応レジを導入する中小の小売事業者等</p> <p>■ 補助対象経費 ①レジ等の本体（タブレット等を含む。） 対応するソフトウェア導入に係る経費 ②券売機 ③レジ付属機器（バーコードリーダー、レシートプリンタ等） ④設置に要する経費（商品マスタ設定費、運搬費、設置費等）</p> <p>■ 補助率 3 / 4 以内 ※3万円未満のレジを1台のみ購入する場合は4 / 5 以内</p> <p>■ 補助限度額 ・レジ1台あたり20万円以内が上限 ・商品マスタの設定、機器設置に要する経費は1台あたり20万円を加算 ・1事業者あたりの上限は200万円</p>	<p><b>②電子的受発注システム等の改修等支援(B型)</b></p> <p>■ 補助対象事業者 軽減税率制度の実施に伴い、電子的に受発注を行うシステムの改修等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等</p> <p>■ 補助対象経費 ①電子的な受発注システム等の改修（区分記載請求書保存方式に対応する請求管理機能の改修を含む。）等に要する経費 ②パッケージ製品・サービスの導入に要する経費 等</p> <p>■ 補助率 3 / 4 以内 ※他の機能と一体的なパッケージ製品の場合は、初期費用の1/2を補助対象経費とする。</p> <p>■ 補助限度額 ・発注システム：1,000万円 ・受注システム：150万円 ※受注システム・発注システム両方の場合は、1,000万円</p>
<p><b>③区分記載請求書への対応支援(C型)</b></p> <p>■ 補助対象事業者 「区分記載請求書保存方式」に対応するために、事業者間取引における請求書等の作成に係るシステムの開発・改修やパッケージ製品等の導入が必要な中小事業者等</p> <p>■ 補助対象経費 ①区分記載請求書等保存方式に対応する請求書等の作成・発行を行うシステム等の開発・改修等に要する経費 ②パッケージ製品の導入に要する経費 ③対応する事務処理機器の導入経費</p> <p>■ 補助率 3 / 4 以内 ※他の機能と一体的なパッケージ製品・対応機器の場合は、初期費用の1/2を補助対象経費とする。</p> <p>■ 補助限度額 1 事業者あたり：150万円以内</p>	

本資料は、平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業として  
公益社団法人全国有料老人ホーム協会が受託し作成したものです。  
本資料は、高齢者住まい事業者団体連合会の協力を得て作成しています。

\* 発行者の許可なく、本書の内容の無断転載・修正を禁じます。

#### 問合せ先

公益社団法人全国有料老人ホーム協会	03-3272-3781
一般社団法人全国介護付きホーム協会	03-6812-7110
一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会	03-6433-2200 (2019年3月まで*)
一般社団法人高齢者住宅協会	03-6689-7917

( \* サービス付き高齢者向け住宅協会の事業は、4月から高齢者住宅協会へ統合する予定です )



# 長野県有料老人ホーム設置運営指導要綱の改正について

平成 31 年 4 月 健康福祉部介護支援課

老人福祉法等の関連法規との整合性を図り、また有料老人ホーム制度を取り巻く状況の変化に対応し、県と事業者双方の事務手続きの更なる適正化・効率化を図るため、下記のとおり改正します。

## 記

### 1 主な改正点 《 》内は要綱該当項目

- (1) 題名を「長野県有料老人ホーム設置運営指導要綱」から「長野県有料老人ホーム設置運営事務処理要領」に改正。(以下「要領」と表記する。)
- (2) 要領の対象地域を「県内（長野市を除く）」から「県内（中核市を除く）」とする。  
《第 1 条》
- (3) 建築工事の着工届に係る規定の削除。《第 7 条》
- (4) 有料老人ホーム設置者からの報告徴収に係る規定を法令に基づくものに変更。  
《第 11 条》
- (5) 設置届等各種届出時の添付書類の見直し。《別表 1、第 9 条及び第 12 条》
- (6) 事故報告をすべき場合の規定及び事故報告書様式の変更。《第 13 条及び様式第 5 号》
- (7) 老人福祉法と同様の内容を定めていた部分の削除。《第 13 条から第 16 条》
- (8) その他細かい表記の修正。

### 2 適用年月日

平成 31 年 4 月 1 日

## 長野県有料老人ホーム設置運営事務処理要領

制 定 平成 28 年 3 月 28 日付け 27 介第 575 号  
改 正 平成 30 年 6 月 1 日付け 30 介第 136 号  
改 正 平成 31 年 3 月 25 日付け 30 介第 559 号

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、長野県有料老人ホーム設置運営指導指針(以下「指導指針」という。)に基づき、県内(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市を除く)に設置・運営する有料老人ホームの設置手続き等について定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有料老人ホーム 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。)第 29 条第 1 項に規定する施設をいう。
- (2) 設置予定者 県内に有料老人ホームを設置しようとする者をいう。
- (3) 設置者 県内において有料老人ホームを現に設置、運営している者をいう。

### (設置相談)

第 3 条 設置予定者は、有料老人ホームの設置計画の内容について、設置予定地の市町村に事前に相談を行い、十分な調整を図るものとする。

- 2 前項の規定による相談を受けた市町村は、必要に応じ、県にその相談内容について情報提供するものとする。
- 3 第 1 項の設置計画において、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 70 条、第 78 条の 2 又は第 115 条の 2 の規定により特定施設入居者生活介護事業者、地域密着型特定施設入居者生活介護事業者又は介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を受ける予定の有料老人ホームの設置予定者は、長野県介護保険事業支援計画及び設置予定地の市町村が策定する介護保険事業計画の概要を事前に把握し、介護保険担当部課等と調整を行わなければならない。

### (事前協議)

第 4 条 設置予定者は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条の規定による許可又は第 43 条第 1 項の規定による許可(これらの許可を要しない場合にあつては、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項の規定による確認(既存の建築物の用途を有料老人ホームに変更する場合は、届出)の申請前に、これらの申請を要しない場合はあつては、法 29 条第 1 項に規定する届出の前に、設置計画の詳細についてあらかじめ知事に協議(以下「事前協議」という。)を行うものとする。

- 2 事前協議は、有料老人ホーム事前協議書(様式第 1 号)に別表 1 に掲げる書類を添付し、知事に提出することにより行うものとし、設置予定地の市町村長の設置意見書(参考様式)を添付するものとする。

- 3 設置予定者は、設置予定地が土砂災害警戒区域に該当するかどうかについて、所管の建設事務所に確認した別紙様式を添付するものとする。
- 4 知事は第2項の規定による有料老人ホーム設置事前協議書を受領し、当該協議に係る設置計画が指導指針及びこの要領の規定に適合しているかどうか審査を行い、その結果補正が必要な事項について設置予定者に通知するものとする。
- 5 設置予定者は、開発許可、建築許可若しくは建築確認等の申請を必要とする場合は、前項の通知を受け取った後に申請を行うものとする。
- 6 前各項に定める有料老人ホームの設置に関する県との具体的な協議は設置予定者で行うものとし、設計事務所、コンサルティング会社等の設置予定者以外の者のみとは、原則行わないものとする。

#### (事前協議の取下げ)

第5条 設置予定者は、第4条による有料老人ホーム設置事前協議書を提出した後に計画を取り止める場合は、有料老人ホーム設置事前協議取下書(様式第2号)を知事に提出するものとする。

#### (設置届出等)

- 第6条 設置予定者は、建築確認通知書を受領後(建築確認を要しない場合は、事業開始届提出前)、速やかに有料老人ホーム設置届(老人福祉法の規定に基づく老人居宅生活支援事業の開始届等に関する要綱(以下「開始届等に関する要綱」という。様式第12号(以下「設置届」という。))に別表1に掲げる書類を添付のうえ、法29条第1項に定める届出を行わなければならない。
- 2 知事は、前項の設置届を受領したときは、有料老人ホーム設置届受理通知書(様式第3号、以下「受理通知書」という。)を設置予定者に交付するとともに、設置予定地の市町村長にその旨を通知するものとする。
  - 3 知事は、設置届が指導指針及びこの要領の規定に適合しているかどうか審査を行い、その結果補正が必要な事項について、開始届までに是正するよう設置予定者に通知するものとする。
  - 4 設置予定者は、受理通知書の交付を受けた後に入居者の募集を開始するものとする。

#### (事業開始届)

- 第7条 設置者は、有料老人ホームの事業を開始するときは、有料老人ホーム事業開始届(様式第5号)を、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、有料老人ホーム事業開始届を受領したときは、施設所在地の市町村長に受理した旨を通知するものとする。

#### (届出を行っていない設置者)

- 第8条 既に開設している有料老人ホームであって、法第29条第1項の届出を行っていない設置者は、開始届等に関する要綱様式第12号の設置届に別表1に掲げる書類を添付し、速やかに知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の設置届を受領したときは、受理通知書を設置者に交付するとともに、施設所在地の市町村長に受理した旨を通知するものとする。

(変更届等)

第9条 設置予定者又は設置者（以下「設置予定者等」という。）は、第6条第1項の届出の内容のうち、第12条第1項各号に変更があったときは、変更の日から1月以内に開始届等に関する要綱様式第13号の有料老人ホーム事業変更（休止・廃止）届（以下「変更届」という。）に当該変更事項に係る関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、入居定員の増減を行う変更、施設の類型の変更又は増改築を行おうとする場合にあっては、あらかじめ施設所在地の市町村長と必要な調整を行い、事前に知事に協議するとともに、入居者への十分な説明を行ったうえで変更届を提出するものとする。

(廃止又は休止届)

第10条 設置予定者等は、第6条第1項の届出をした有料老人ホームを廃止又は休止するときは、廃止又は休止の1月前までに知事及び施設所在地の市町村長と必要な調整を行ったうえで、開始届等に関する要綱様式第13号の有料老人ホーム事業変更（休止・廃止）届を知事に提出しなければならない。

(設置後の報告)

第11条 老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号。以下「省令」という。）第21条の3に規定する知事の定める方法は、7月1日現在の重要事項説明書を提出することによるものとする。

2 省令第21条の3に規定する知事の定める日は、8月31日とする。

3 設置者は、法第29条第9項の報告に併せて次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 直近の事業年度の決算書・財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）

(2) 他業を営んでいる場合又は親会社がある場合は、他業又は親会社に係る直近の事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）

(3) その他知事が指定する書類

(随時報告)

第12条 第9条に規定する変更は、以下の各号のとおりとする。

設置者は、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める書類を速やかに知事に提出するものとする。

- (1) 施設の名称及び施設の所在（予定）地
- (2) 設置（予定）者にかかる事項
- (3) 定員及び施設の類型
- (4) 居住の権利形態、入居時の要件（削除）
- (5) 施設の管理者
- (6) 施設及び敷地の権利関係
- (7) 建物の構造（レイアウト）、設備及び居室数
- (8) 利用料・前払金及びそれにかかる事項
- (9) 管理規程及びそれにかかる事項
- (10) 協力医療機関及びそれにかかる事項

(事故報告)

第13条 設置者は、有料老人ホームにおいて、次の各号に掲げる場合には、様式第5号により、直ちに知事にその状況を報告するものとする。

- (1) 施設内における死亡及び死亡に至る危険性が高い重大な事故
- (2) 高齢者虐待にあたる行為が施設内で行われたと認められた場合
- (3) 設置者等による入居者の財産侵害が発生した場合
- (4) 火災が生じた場合及び自然災害により被害が発生した場合
- (5) その他上記以外の事故で設置者が必要と認めた場合

(設置者への指導)

第14条 知事は、法令、指導指針及びこの要領に定める規定に反して設置及び運営されている有料老人ホームについて、設置者に対し、改善のために必要な指導を行うものとする。

(書類の経由)

第15条 この要領に基づき知事に提出すべき書類は、当該有料老人ホームの所在地を管轄する保健福祉事務所の長を経由するものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるものの他、有料老人ホームの設置及び運営の指導に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

有料老人ホーム設置事前協議書

年 月 日

長野県知事 様

所在地

名称

代表者氏名

印

次のとおり有料老人ホームの設置を計画したので、長野県有料老人ホーム設置運営事務処理要領第4条の規定により、関係書類を添えて協議します。

記

設置予定の施設の名称	
施設の設置予定地	
設置者の氏名(名称)	
” の住所(所在地)	
” の連絡先(電話番号)	
事業開始予定年月日	
施設の管理者の氏名	
” の住所	
施設において供与される便宜の内容	
参 考 事 項	

建物の規模及び構造並びに設備の概要	
施設の運営の方針	
入居定員及び居室数	
市場調査等による入所者の見込	
職員の配置計画	
前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額	
入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の内容	
入居契約に損害賠償の予定(違約金を含む)に関する定めがあるときは、その内容	
医療機関と連携の内容	
事業開始に必要な資金の額及びその調達方法	
長期の収支計画	
備考	

(参考様式)

有料老人ホーム設置意見書

第 号  
年 月 日

設置予定事業者 様

市町村長 印

当市（町、村）における有料老人ホーム設置計画についての意見は次のとおりです。

設置予定の施設の名称	
施設の設置予定地	
施設の類型	
入居定員及び居室数	
有料老人ホームの設置に関する意見 (当市(町、村)における福祉政策(施設配置、介護保険財政等)・都市計画等の観点からの意見)	



様式第2号（第5条関係）

有料老人ホーム設置事前協議取下げ書

年 月 日

長野県知事 様

所在地  
名称  
代表者氏名

印

年 月 日付けで、長野県有料老人ホーム設置運営事務処理要領第4条に基づき協議した次の有料老人ホームの設置計画については、下記の理由から、同要領第5条の規定により、取り下げます。

記

- 1 設置予定の有料老人ホームの名称
- 2 有料老人ホームの設置予定地
- 3 設置予定の有料老人ホームの類型
- 4 取り下げ理由

事務担当：  
連絡先(電話)  
FAX：

様式第3号（第6条関係）

有料老人ホーム設置届受理通知書

第 年 月 日 号

（設置予定者）様

長野県知事（長野県健康福祉部長） 印

年 月 日付けで提出された老人福祉法第29条第1項に基づく設置届については、年 月 日に受理したので通知します。

- 1 有料老人ホームの名称
- 2 有料老人ホームの所在地
- 3 有料老人ホームの類型
- 4 入居定員及び居室数
- 5 事業開始予定年月日

様式第4号（第7条関係）

有料老人ホーム開始届

年 月 日

長野県知事 様

届 出 者

印

下記のとおり有料老人ホームを開始します。

記

施 設 の 名 称	
施設の住所（所在地）	〒
施設の電話番号等	電話 FAX メールアドレス
施設の種類	
入居定員及び居室数	
設置者の氏名（名称）	
” の住所（所在地）	
事業開始年月日	
施設の管理者の氏名	
” の住所	
備 考	

添付書類 設置届に添付できなかった書類及び変更になった書類

有料老人ホーム事故等報告書

施設概要	施設名			
	住所			
	設置者(法人)名			
	電話		F A X	
	サービス付き高齢者向け住宅の登録の有無	有 ・ 無		
	特定施設入居者生活介護の指定の有無	有 ・ 無		
事故等の種類 (該当するものにチェック)	<input type="checkbox"/> 入居者の死亡事故 (死亡後に相当期間の放置がなされた場合を含む。) <input type="checkbox"/> 入居者に対する虐待 <input type="checkbox"/> 有料老人ホーム設置者による入居者の財産侵害 (職員による窃盗等) <input type="checkbox"/> 有料老人ホームにおける火災事故 <input type="checkbox"/> 地震等の自然災害による有料老人ホームの滅失・損傷 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
事故の発生時	発生日時	年 月 日 ( ) 時頃		
	事故概要			
	記入日		記入者	
再発防止対策	原因調査結果			
	記入日		記入者	
	再発防止策の概要			
	記入日		記入者	

記入上の留意点

- ・ なるべく別箇条書きで簡潔に記載すること。
- ・ 本報告書は、原則、事故発生時と再発防止対策策定時の2回に分けて提出すること。再発防止策の策定を待って事故報告が遅れないようにすること。

(別紙) 災害時要援護者関連施設設置等計画地に係る土砂災害のおそれに関する確認事項

災害時要援護者関連施設設置等計画地			建設部同回答欄													
施設の種類		施設の種類	施設整備の種類[例: 創設・新 築 創設・改 築]	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域			土砂災害警戒区域または土砂災害危険箇所			基礎調査実施中または未実施箇所		砂防指定地	区域傾斜地崩壊危険	地すべり防止区域	年 月 日現在	
施設の種類		24時間利用の有無		急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	土石流	地すべり	該当	該当		備考及び助言(隣接する危険箇所、区域等の有無も含む)	
施設の種類		24時間利用の有無		該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当			
				該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当			
				該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当			
確認															事務所	
係															課	

※照会の際は、施設設置等の計画地がわかる地図等を付してください。

※指定等に係る状況は今後追加等変更される場合があります。

## 有料老人ホーム設置事前協議・届出添付書類

指針の項目No.		事前協議	設置届	開始届	事項	備考	
2	基本的事項	1	○		市町村長設置意見書		
		2	○		市場調査、市場分析等による入居見込者の状況		
		3	○		地域住民への説明状況		
		4		○	○	建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の確認を受けたことを証する書類	開始届には検査済証を添付すること
		5			○	消防検査済証	
		6		○		入居募集広告案(作成している場合)	届出後、募集を行うこと
3	設置者	1	○		法人登記簿謄本	原本で受理前3か月以内に発行されたもの	
		2	○		主務官庁の承認(公益法人の場合)		
		3	○		法人理事会議事録	設置に係る議案に関するもの	
		4	○		法人他事業の概要		
		5	○		財務諸表(決算書)	直近2か年のもの	
		6	○		法人役員名簿		
		7	○		法人役員履歴書	高齢者の介護について知識経験のある者が必要	
4	立地条件	1	○		位置図	A4版の25,000分の1程度の地図にホーム及び協力医療機関の位置を記載すること	
		2	○		災害時要援護者関連施設設置等計画地に係る土砂災害のおそれに関する確認事項	施設設置計画地を所管する建設事務所に確認をし、所定の様式を提出すること	
		3	○		敷地周囲の見取図、敷地の面積、建物の写真(既存の建物を使用する場合)	建物の写真は複数方向から撮影したもの	
		4	○		公図	所有者及び建物の予定位置を記入すること	
		5	○		所有者一覧表		
		6	○		土地の登記簿謄本	原本で受理前3か月以内に発行されたもの	
		7	○		建物の登記簿謄本(既存の建物を使用する場合)	原本で受理前3か月以内に発行されたもの	
		8	○		借地・借家契約書(借地・借家の場合)		
5	規模及び構造設備	1	○		平面図、側面図	縮尺、避難口、避難路等を示すこと	
		2	○		設備・備品の概要	各部屋の面積・備品、建物構造、事故・災害に対応するための設備等の概要を記載すること	
6	既存建築物等の活用の場合等の特例	1	○		指針5(9)に定める基準を満たすことが困難な場合の具体的な代替措置又は改善計画書	任意様式	
7	職員の配置、研修及び衛生管理	1		○	職員名簿	氏名、年齢、職種、勤務形態等を記載すること	
		2		○	主な職員(管理者・生活相談員)の経歴書		
		3	○	○		従業者の勤務体制及び勤務形態	・事前協議の際は配置計画を添付すること ・有料老人ホームの職員が、介護保険サービス等の業務を兼ねる場合にあつては、従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にする観点から、適切な勤務表を作成すること
		4		○	資格証明書(資格取得者がいる場合)	従業者である医師、薬剤師、看護職員、理学療法士又は作業療法士、栄養士等の資格の取得を証明する書類	
		5	○			職員研修・職員の健康・衛生管理計画	
8	有料老人ホーム事業の運営	1	○		管理・運営規程		
		2	○		入居者名簿様式	入居者及びその身元引受人等の氏名及び連絡先を記載する様式	
		3	○		緊急時の対応計画	事故・災害、急病・負傷に対応する計画	
		4	○		医療機関との協力契約書の写し		
		5	○		協力医療機関の概要		
		6	○		運営懇談会の実施計画		
9	サービス等	1	○		提供サービスの概要	食事・相談・健康管理・介護等ホームが提供するサービスの概要を記載すること	

指針の項目No.				事項	備考
10	事業収支計画	1	○	初期総投資額の積算資料	
		2	○	資金調達の確認書	銀行から借入を予定している場合は融資証明、出資・寄付を予定している場合は残高証明・確約書等の提出
		3	○	資金収支計画及び損益計画	30年以上の計画であること
		4	○	会計・経理規程	
11	利用料等	1	○	入居者利用料負担の算定根拠	
		2	○	前払金の算定根拠	
		3	○	前払金の返還金の内容、算定方式	
		4	○	前払金の保全方法	具体的な保全措置を証する書類
12	契約内容等	1	○	入居契約書	
		2	○	重要事項説明書	別紙様式によること

#### 1 事前協議について

- (1) 様式 要領様式第1号「有料老人ホーム設置事前協議書」
- (2) 提出時期 都市計画法による開発許可若しくは建築許可申請前又は開発許可対象外の場合については建築確認申請前

#### 2 書類作成・ファイリングに当たっての留意点

- (1) 用紙はA4版に統一し、図面等A3版の場合は折込によりA4版に揃え、A4サイズにファイリングすること。
- (2) インデックスを付けること。インデックスは項目ごとに作成し、当該インデックスを白紙に付け、当該白紙を該当書類の前に挿入すること。  
(例)  
「2基本的事項」の「① 設置趣意書」から「⑦入居募集広告案」までの書類のインデックスは「2 基本的事項」であり、このインデックスを付けた白紙を「① 設置趣意書」の前に挿入する。
- (3) 事前協議時に添付できない項目は、添付書類一覧等に「届出時(後日)提出」と記載すること。

#### 3 設置届について

- (1) 様式 様式第12号「有料老人ホーム設置届」
- (2) 提出時期 建築確認後速やかに
- (3) 書類作成 事前協議と同様。事前協議書に添付したものと全く同じ項目は省略できる(添付書類一覧に「事前協議時に添付済み」と記載する)。事前協議時に添付できなかった書類を添付する。

#### 4 事業開始届について

- (1) 様式 要領様式第4号「有料老人ホーム開始届」
- (2) 提出時期 開設前
- (3) 添付書類 職員名簿など設置届提出時に添付できなかった書類及び変更になった書類

#### 5 変更・廃止(休止)届について

- (1) 様式 様式第13号「有料老人ホーム事業変更(休止・廃止)届」
- (2) 提出時期 変更後1月以内。ただし、入居定員の増減を行う変更、施設の類型の変更又は増改築を行おうとする場合は、あらかじめ施設所在地の市町村及び県に協議すること。  
廃止(休止)する場合は、あらかじめ施設所在地の市町村及び県に協議した上で、廃止(休止)の1月前までに提出すること。休止から再開する場合は変更届を提出すること。
- (3) 添付書類 変更事項に係る書類

## 有料老人ホームに関する届出等について

長野県健康福祉部介護支援課

### ○ 有料老人ホームとは

ひとり以上の高齢者を入居させて、入居する高齢者に「①入居サービス」及び「②介護等サービス（食事の提供、介護の提供、家事の提供、健康管理のいずれか）」を提供する施設です。県への届出がなくてもいずれかのサービスを提供している施設は老人福祉法の「有料老人ホーム」として扱われます。

サービス付き高齢者向け住宅においては、入居者の「状況把握」及び「生活相談」のみを提供するものについては、上記の②に該当しませんので「有料老人ホーム」には該当しませんが、食事の提供や家事の提供を行うものについては「有料老人ホーム」に該当し、県の指針等の対象となります。

有料老人ホームの要件は①入居サービスと②介護等サービスの「一体的な提供」が行われていることにあり、①の事業者と②の事業者が別々であっても、両者に委託関係があったり、経営上の一体性が認められたりする施設について有料老人ホームとして取り扱うこととなります。

なお、有料老人ホームは老人を入居させることを目的とする施設ですので、入居要件を専ら老人に限らず、老人以外も当然に入居できるものは有料老人ホームに該当しませんが、(1)入居要件で老人以外も入居できるとしつつ、意図的に老人を集めて入居させているもの(2)共同住宅のように老人とそれ以外の者が混在して入居しているが、施設の一部について専ら老人を入居要件としているものについては有料老人ホームとして取り扱います。

### ○ 各種届出等について

- |                                       |
|---------------------------------------|
| 1 (事前協議)、設置届、(開始届)・・・老人福祉法第29条第1項     |
| 2 休止、廃止届・・・同法同条第3項(休止又は廃止の日の1か月前まで)   |
| 3 変更届・・・同法同条第2項(変更の生じた日から1か月以内)       |
| 4 事故等報告書・・・「長野県有料老人ホーム設置運営指導指針」12(9)ア |

#### 1 事前協議、設置届について

- 必要書類を添付した「有料老人ホーム設置事前協議」を提出し、協議をお願いします。介護保険法第8条11項の「特定施設入居者生活介護」の指定を受けようとする場合は、総量規制があり、市町村の介護保険事業支援計画との整合性を確認する必要がありますので、事前協議の前に開設予定市町村の介護保険担当課にあらかじめ確認してください。また、既存建物を転用して設置する場合については、有料老人ホームへの建物用途変更の手続き（建築・消防等の関連法令）に従ってください。



- 事前協議終了後に、開発許可申請（必要があれば）、建築確認申請等を行い、建築確認済証交付後速やかに「有料老人ホーム設置届」を、事前協議済通知において指摘された不備事項の補正書類と併せて提出してください。建築確認済証等が設置届提出時に間に合わない場合は、「有料老人ホーム開始届」提出時までには必ず提出してください。
- 開始届は、設置届受理通知において指摘された不備事項の補正書類及び設置届と変更のあった事項の関係書類とともに、開設前に必ず提出してください。

## 2 休止・廃止届について

休止・廃止予定日の1か月前までに「有料老人ホーム事業変更（休止・廃止）届」（別紙1）を提出してください。その際、参考事項欄に入所していた者に対する措置等について記載してください。

## 3 変更届について

設置届提出時に届出をした事項（例：施設管理者、入居定員及び居室数、利用料等）に変更が生じた日から1か月以内に、「有料老人ホーム事業変更（休止・廃止）届」を提出してください。なお、「有料老人ホーム事業変更届手続き一覧」（別紙2）を参考に変更事項に係る書類を併せてご提出ください。

ただし、入居定員の増加を伴う変更や増改築については、市町村（又は保険者）及び県（介護支援課施設係 電話 026-235-7113）へ事前にご相談ください。

## 4 事故等の報告について

入居者に対する処遇により事故等が発生した場合は、必要な措置を講じていただくとともに、速やかに県までご報告いただく必要があります。報告内容については「有料老人ホームにおける事故の情報提供について」（別紙3）のとおりです。報告書は、事故発生時と再発防止対策策定時の2回に分けて提出することになっていますので、再発防止策の策定を待つて事故報告が遅れることがないようにしてください。

## 5 提出先及び部数

- 1、2、3：施設所在地所管の保健福祉事務所福祉課 正副2部
- 4：長野県介護支援課施設係 1部

## ○ 報告徴収（現況報告等）について

標記の件について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第9項の規定により、毎年7月1日現在の有料老人ホームに係る次の書類を、所定の期限までに提出いただくよう依頼しているところになります。今年度についても、提出いただくよう依頼する予定ですので、期限までのご提出をお願いいたします。

### 老人福祉法 第29条

9 有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームに係る有料老人ホーム情報（有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容及び有料老人ホームの運営状況に関する情報であつて、有料老人ホームに入居しようとする者が有料老人ホームの選択を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）を、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に対して報告しなければならない。

### 【提出書類】

#### 1 提出書類（老人福祉法施行規則第21条の2別表関係）

- (1) 有料老人ホーム情報開示等一覧表（様式1）
- (2) 有料老人ホーム重要事項説明書（別紙様式）  
（「別添1（別に実施する介護サービス一覧表）」及び「別添2（個別選択による介護サービス一覧表）」を含む。）
- (3) 直近の事業年度の決算書・財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）
- (4) 他業を営んでいる場合又は親会社がある場合は、他業又は親会社に係る直近の事業年度の財務諸表（貸借対照表・損益計算書等）

### 【有料老人ホーム設置者の提出先】

郵送 〒380-8570（住所記載不要）長野県庁健康福祉部介護支援課施設係  
電子メール [kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp](mailto:kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp)

### 【サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホーム事業者の提出先】

郵送 〒380-8570（住所記載不要）長野県庁建設部建築住宅課建築企画係  
電子メール [kenchiku-kikaku@pref.nagano.lg.jp](mailto:kenchiku-kikaku@pref.nagano.lg.jp)

なお、情報開示等一覧表及び有料老人ホーム重要事項説明書（別添1・別添2を含む）は、長野県ホームページでそのまま公表する予定ですので、あらかじめご承知おきください。

有料老人ホーム事業変更(休止・廃止)届

別紙1

年 月 日

長野県知事 様

届出者

(印)

下記のとおり変更(休止・廃止)しました。

記

施設の名称		
// の所在地		
変更 事項	変更前	
	変更後	
休止又は廃止		
変更(休止・廃止)理由		
変更(休止・廃止)年月日 (休止の場合には休止の予定期間)		年 月 日から ( 年 月 日まで)
参考事項 (休止・廃止)の場合入所していた者に対する措置等		

変更事項		手 続 き 方 法		
		県事前相談	入居者説明	添 付 書 類
①	設置者に係る事項 (代表者、名称、住所)	—	—	定款、法人登記簿謄本、履歴書 等
②	定員、 施設類型 (介護付、住宅型) ※介護付への変更については県への相談前に市町村(保険者)の了解が必要	必要	必要	運営懇談会開催状況報告書(様式任意(注))、 変更後書類(重要事項説明書(以下「重説」と言う)等)
③	居住の権利形態、入居時の要件	—	必要	運営懇談会開催状況報告書(様式任意)、 変更後書類(重説、職員の勤務表、資格証明書(写)等)
④	管理者	—	—	履歴書 (他事業所の管理者及び介護職員等その他の業務を兼ねる場合はそれがわかる勤務表を添付)
⑤	施設及び敷地の権利関係	—	必要	運営懇談会開催状況報告書(様式任意)、登記簿謄本、 売買契約書(写)、借地・借家契約書(写)、変更後書類(重説等)
⑥	建物の構造(レイアウト)、設備、居室数	必要	必要	運営懇談会開催状況報告書(様式任意)、新旧の平面図、 設備・備品の概要、変更後書類(重説等)
⑦	利用料・前払金及びそれに係る事項 (月額利用料・前払金等の費用、初期償却率、解約時返還、前払金保全措置、損害賠償内容等)	—	必要	運営懇談会開催状況報告書(様式任意)、利用料等の算定根拠、 前払金の算定方法及び返還金の内容、保全措置を証する書類、 変更後書類(重説等)
⑧	管理規程及びそれに係る事項 (サービス内容、苦情処理体制、業務委託契約等)	—	必要	運営懇談会開催状況報告書(様式任意)、 業務委託契約書(写)、変更後書類(管理規程等)
⑨	協力医療機関との連携内容	—	—	医療機関との協力契約書(写)、協力医療機関の概要、位置図 (ホームと協力医療機関の位置を記載したもの)
⑩	①～⑨以外の変更事項	県介護支援課施設係(026-235-7113)に相談してください。		

注：運営懇談会開催状況報告書については、「有料老人ホーム事業変更届」の参考事項欄に、変更事項に係る運営懇談会の開催状況が分かるように記載することでも可。

◆留意点

※1 変更後1か月以内に、「有料老人ホーム事業変更届」及び添付書類を、施設所在地所管の保健福祉事務所福祉課へ2部提出してください。(注：ただし、入居定員の増減を行う変更、施設の類型の変更又は増改築を行おうとする場合は、あらかじめ施設所在地の市町村及び県に相談すること。)

※2 変更届の様式は、県のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-hien/kenko/koureisha/shisetsu/shisetsujoho/joho.html>

長野県トップページ→「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉」→「高齢者施設」  
→「長野県の有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅情報」→◆ダウンロードコーナー◆  
中の「有料老人ホーム」設置届等 をご覧ください。

※3 その他必要に応じ、変更内容が確認できる書類を添付していただく場合があります。

24 健長介第 271 号  
平成 24 年(2012 年)7 月 31 日

有料老人ホーム管理者 様

長野県健康福祉部健康長寿課  
介護支援室長

### 有料老人ホームにおける事故の情報提供について

本年 4 月 1 日付で改正しました「長野県有料老人ホーム設置運営指導指針」において、施設における事故の発生防止および再発防止等にかかる規定が追加されたところでもありますので、この取扱いについて遺漏のないようお願いします。

また、入居者に対する処遇により事故が発生した場合には、必要な措置を講じていただくとともに、下記により速やかに長野県健康福祉部介護支援室施設係まで情報提供をお願いします。

### 記

#### 1 報告事案

入居者に対する処遇に係る事故としては、入居者の生命・財産等が脅かされる事例として、以下のような事案が想定されます。

- ・ 入居者の死亡事故（死亡後に相当期間の放置がなされた場合を含む。）
- ・ 入居者に対する虐待
- ・ 有料老人ホーム設置者による入居者の財産侵害（職員による窃盗等）
- ・ 有料老人ホームにおける火災事故
- ・ 地震等の自然災害による有料老人ホームの滅失・損傷
- ・ その他

#### 2 報告の内容

##### (1) 事故の発生時点

- ・ 事故の発生日

- ・ 事故が発生した有料老人ホームの名称、住所、電話・FAX番号
- ・ 有料老人ホーム設置者の名称
- ・ 事故の概要

(2) 事故後の再発防止策の策定時点

- ・ 事故の原因に係る調査結果
- ・ 当該調査結果を受けて行なう再発防止策の内容

3 報告様式

別添 有料老人ホーム事故等報告書

4 報告先

長野県庁健康福祉部健康長寿課介護支援室施設係

電話：026-235-7113      ファクシミリ：026-235-7394

担 当：健康長寿課介護支援室施設係 (室長)宮下朋子 (担当)関口さおり
電 話：026-232-0111(代表) 内線2440 026-235-7113(直通)
F A X：026-235-7394
電子メール: kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp

令和元年(2019年)6月7日

有料老人ホーム 設置者 様

長野県健康福祉部介護支援課長

有料老人ホームにおける安否確認又は状況把握の実施の徹底について (通知)

このことについて、本年5月に、兵庫県明石市の有料老人ホームにおいて、入居者に安否確認又は状況把握(以下、「安否確認等」という。)が行われず、入居者の死亡が長期に渡って確認されない状態が継続されたという事案が発生し、これを受けて厚生労働省老健局高齢者支援課より安否確認等についての取扱いが下記の通り示されました。

高齢者が安心して住める住まいとして、入居者の心身の健康を保持しその生活の安定を図る観点から、有料老人ホームにおける入居者への安否確認等は当然行われるべきものになりますので、この取扱いについて遺漏なく実施してください。

記

有料老人ホームにおいて、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、安否確認等を実施することが必要である。従って、入居者が居住部分への訪問による安否確認等を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等のその他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施すること。

担 当	長野県健康福祉部介護支援課施設係 (課長) 篠原 長久 (担当) 中島 大輔
電 話	026-235-7113(直通)
ファクシミリ	026-235-7394
電子メール	kaigo-shien@pref.nagano.lg.

令和元年5月31日  
老高発0531第3号

各 

都道府県
指定都市
中核市

 福祉担当部長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長  
( 公 印 省 略 )

有料老人ホームにおける安否確認又は状況把握の実施に対する  
指導等の徹底について

本年5月に、兵庫県明石市の有料老人ホームにおいて、入居者に安否確認又は状況把握（以下、「安否確認等」という。）が行われず、当該ホーム内において入居者の死亡が長期に渡って確認されない状態が継続された事案が発生した。高齢者が安心して住める住まいとして、有料老人ホームにおいて、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、入居者への安否確認等は当然行われるべきものであり、このような事案が発生したことは誠に遺憾である。

今後、このような事案が発生することを防止するため、下記により、安否確認等に係る指導等の徹底を図りたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言である。

記

有料老人ホームにおいて、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、安否確認等を実施することが必要である。

従って、入居者が居住部分への訪問による安否確認等を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等のその他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施することが必要であり、この旨を有料老人ホームの設置者に周知されたい。

以上

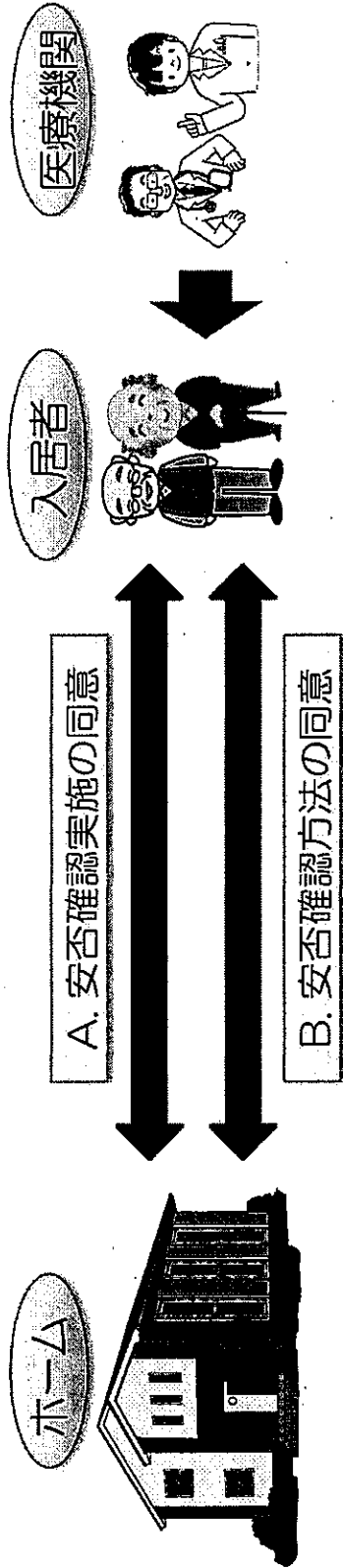


# 有料老人ホームにおける入居者の安否確認について

有料老人ホームの大きな役割は、入居者の安心と安全を守る点にあります。そのために実施すべき安否確認の方法や、実施にあたっての注意点などを取りまとめましたので、ご参考にしてください。

令和元年6月4日

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会



## A. 安否確認実施の同意

### ◆入居契約上の同意

必要に応じて入居者の安否確認を実施する旨の同意を取り付ける。ご家族の理解も重要。

▶ホームは入居者のプライバシーに配慮しつつ、入居者の安心と安全を守るために、毎日1回以上安否確認を実施する。

【有者協/標準入居契約書】

「設置者は、次の事項を管理規程等に定め、それに基づいて入居者に生活支援サービスを提供します。

一 入居者の安否確認又は状況把握の方法等

(二 以下略) 」

## B. 安否確認方法の同意

### ◆設備・サービス提供上の安否確認

#### ①設備・機器による安否確認方法（例）

- 食事カードによる喫食確認
- 据置き型のナースコールを押ししたり、ペンダントを振るなどにより、事務所に報知されるサービス
- 無線通信機を内蔵した電気ポットで使用情報を定期的にEメールで通知。
- 電力の使用量から『生活リズム』を解析して、異常と判断すると指定の連絡先に自動通報する。
- ガス・水道が一定時間未使用の場合に報知する。
- 居室内に設置したセンサーが一定時間反応しない場合、自動的に報知する。
- パッシブセンサーにより、居室内での動きを感知、商品によっては身体の拍動や脈拍、体温を測定するものがある、等。

#### ②サービス提供上の安否確認方法（例）

- 新聞受け、郵便物、下足入れの確認。
- 食事提供時の目視、食礼確認。
- サービスを通した観察、声掛けと記録。
- フロア単位の担当職員による確認、居室訪問、電話。（「確認表」でのチェック）
- 夜間の巡回（自立者でも、拒否がない場合は同意により入室するケースがある）
- 確認が必要な入居者が毎日参加できる場の設置。
- 疾病等の把握による、医療関係者の支援を伴う健康管理の実施（常用薬を看護職員が預り、毎回復薬管理を行う）、等。

★これらは安否確認方法の例です。設備等による確認、職員による確認、またこれらを組み合わせた確認など、ホームの構造や職員体制、入居者の希望によって、適切な方法を選択する必要が異なります。  
要介護者の場合はケアプラン第3表などに記載します。

項 目

内 容 例

①安否確認を拒否する入居者への対応  
(特に自立又は軽度介護者)

- 介護付ホームの要介護者の場合は、同意されたケアプランに基づき居室訪問が頻回に行われるため、少なくとも1日以上安否確認ができないことは基本的にありません。
- しかし、自立者や軽度介護者など、生活の自由度が高く、居室で自炊できたり外出の制限がなかったりする場合ほど、ご本人の安否確認は困難となります。
- また、こうした入居者の中には、プライバシーの確保に敏感な方がいます。
- さらに入居時には安否確認に理解を示されていても、例えば夫婦入居から独居になった後に、人生や生活の考え方に変化が現れ、ホームの活動を過干渉と受け止める方が、まれに存在します。
- このため、まずは入居契約で、安否確認や状況の把握を行う旨に同意していただく必要があります。入居後、万が一ホームが実施するサービスを拒否されるため入居契約を維持することが困難な状況が発生した場合、所管する自治体にご相談ください。

②緊急時の居室開錠

- 仮に、生命に重大な危険があるとホームが判断し、マスターキーを使って居室を開錠する安否確認については、結果的に入居者が無事であったとしても、緊急性が高く社会的相当性の範囲であると認められれば、損害賠償の対象となることはありません。
  - ただし、入居契約において、こうした緊急対応がありうることを定めておくべきです。
- 【有老協／標準入居契約書】
- 「事業者は、火災、災害その他により入居者又は第三者の生命や財産に重大な支障をきたす緊急の恐れがある場合には、あらかじめ入居者の承諾を得ることなく、居室内に立ち入ることができるものとします。この場合に、事業者は入居者の不在時に居室内に立ち入ったときは、立ち入り後、その理由と経過を入居者に書面で通知することとします。」

## 関係規程等

◆厚生労働省／有料老人ホーム設置運営標準指導指針(平成30年4月2日改正)(抜粋)

○「7 職員の配置、研修及び衛生管理」

(1)三 入居者の実態に即し、夜間の介護、緊急時に対応できる数の職員を配置すること。

○「8 有料老人ホーム事業の運営」

(3)帳簿の整備

老人福祉法第29条第4項の規定を参考に、次の事項を記載した帳簿を作成し、2年間保存すること。

ハ 入居者に供与した次のサービス(以下「提供サービス」という。)の内容

⑤ 安否確認又は状況把握サービス

○「9 サービス等」

五 安否確認又は状況把握

入居者の安否確認又は状況把握については、安全・安心確保の観点のみならず、プライバシーの確保について十分に考慮する必要があることから、その方法等については、運営懇談会その他の機会を通じて入居者の意向の確認、意見交換等を行い、できる限りそれを尊重したものとすること。

◆厚生労働省／地方自治体宛通知(令和元年5月31日)

令和元年5月31日  
老高発0531第3号

都道府県

各指定都市 福祉担当部長 殿

中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長

(公印省略)

有料老人ホームにおける安否確認又は状況把握の実施に対する指導等の徹底について

本年5月に、兵庫県明石市の有料老人ホームにおいて、入居者に安否確認又は状況把握(以下、「安否確認等」という。)が行われず、当該ホームにおいて入居者の死亡が長期に渡って確認されない状態が継続された事案が発生した。高齢者が安心して住める住まいとして、有料老人ホームにおいて、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、入居者への安否確認等は当然行われるべきものであり、このような事案が発生したことは誠に遺憾である。

今後、このような事案が発生することを防止するため、下記により、安否確認等に係る指導等の徹底を図りたい。  
なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定による技術的な助言である。

記

有料老人ホームにおいて、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、安否確認等を実施することが必要である。従って、入居者が居住部分への訪問による安否確認等を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等のその他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施することが必要であり、この旨を有料老人ホームの設置者に周知されたい。

以上

## サービス付き高齢者向け住宅に係る管理状況の報告について

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 24 条第 1 項の規定により、毎年 7 月 1 日現在の管理状況の提出をお願いしております。

### 1 提出書類

サービス付き高齢者向け住宅事業の管理状況（別紙 1）

### 2 提出方法

例年 7 月に、有料老人ホームに係る報告に合わせて、介護支援課と連名で通知しますので、建築住宅課あて、電子データにより提出をお願いします。（電子データによる提出が困難な場合は、紙媒体により提出してください。）

## サービス付き高齢者向け住宅事業の管理状況

報告書記入日： 平成 年 月 日		※7月1日時点の状況を報告してください。				別紙1(1/2)			
登録番号	長野県 第 号	住宅名称							
事業者名			住宅住所	長野県					
報告者名									
TEL			入居開始日	平成 年 月 日					
FAX			メールアドレス						
項目	内容 各項目の「はい」「いいえ」欄にプルダウンメニューから○を選択してください。⇒			はい	いいえ	根拠規定			
登録の基準	(1) 登録住戸を他の用途に利用していない。					法1条			
	(2) 登録後、改修等を行った。					法7条			
	①各居住部分の床面積を変更した。					同第1項1号			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・25 平方メートル以上あり、登録基準を満たしている。</li> <li>・高齢者が共同で利用するための食堂や居間、台所等の設備があり、各居住部分の床面積は18平方メートル以上ある。</li> <li>・県建築住宅課に相談中、又は変更届出書を提出済み。</li> </ul>								
	②構造、設備を変更した。							同第1項2号	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台所、居間又は浴室を各住戸内に備えている。</li> <li>・台所、居間又は浴室を各住戸内に備えていないが、共同利用部分に必要な設備を備え、長野県が定める基準を満たしている。</li> <li>・緊急通報装置を居室内に備えている。</li> <li>・県建築住宅課に相談中、又は変更届出書を提出済み。</li> </ul>								
	③バリアフリー構造（加齢対応構造等）を変更した。					同第1項3号			
	<small>※バリアフリー構造適用部分</small> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 33%;">・床 … 段差</li> <li style="width: 33%;">・居室… 出入口の幅</li> <li style="width: 33%;">・居住部分の階段… 段差等・手すり</li> <li style="width: 33%;">・通路… 幅</li> <li style="width: 33%;">・浴室… 出入口の幅・広さ</li> <li style="width: 33%;">・便所… 手すり、寝室のある階にあること</li> <li style="width: 33%;">・エレベーター… 寸法</li> <li style="width: 33%;">・手すり… 転落防止策</li> </ul>								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー構造が登録基準を満たしている。</li> <li>・県建築住宅課に相談中、又は変更届出書を提出済み。</li> </ul>								
	(3) 入居者の資格は以下のとおりで相違はない。							同第1項4号	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・①単身高齢者か②高齢者＋同居者 <small>(高齢者には60歳未満の要介護認定、要支援認定者を含む)</small></li> </ul>									
入居戸数 (H30.7.1 現在)	戸	(内)	単身戸数	夫婦	その他				
入居数 (H30.7.1 現在)	人	男性	名	女性	名				

	(4) 安否確認、生活相談サービスの提供	同第1項5号
	①日中常駐しサービスを行う専門職員を配置し、人数及び総人員は登録のとおりである。	
	②専門職員は以下のいずれかに該当している。 ■次の法人の職員 ・医療法人（自ら設置する住宅を管理する場合）・社会福祉法人・指定居宅介護サービス事業者 ・指定地域密着型サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定予防介護サービス事業者 ・指定介護予防支援事業者・社会医療法人（委託を受けてサービスを提供する場合） ■有資格者（医師、看護師、准看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、旧ホームヘルパー1級・2級、介護職員初任者研修課程の修了者）	
	③職員が常駐していない時間帯は、緊急通報装置で把握できている。 あるいは、夜間等を含め24時間、職員が常駐している。	
登録の基準	(5) 入居契約	同第1項6号
	①全て書面により契約をしている。	イ
	②具体の部屋番号を記載するなど、居住部分を明示した契約である。	ロ
	③権利金（敷引きを含む）その他の金銭を受領していない。	ハ
	④入居者の同意を得ず、変更及び契約解除できない契約となっている。	ヘ
	(6) 前払金は発生していない。	同第1項6号
	①返還債務の金額の算定方法を明示した契約をしている。	二、ホ
	②前払いした家賃等の返還債務が消滅するまでの期間を説明している。	法17条
	③上記期間中に契約解除、死亡等で契約終了した場合の返還額の推移を説明している。	法17条
	(7) 誇大広告を行っていない。 ※事実に相違する表示や実際より著しく優良で若しくは有利であると誤認させるような表示を行ってはいけない。	法15条
	契約締結の説明	(8) 入居契約は賃貸借契約である旨、説明している。（利用権の場合は「いいえ」に回答）
(9) 入居契約を締結するまでに、登録事項及び契約内容に関する事項（重要事項説明を含む）を書面を交付して説明している。		法17条
変更	(10) 登録申請（又は更新申請や変更届出提出）時に添付した契約書で入居契約しており、家賃・サービス料金が登録（又は更新や変更登録）時から変更されていない。	法9条
	(11) 登録事項や添付書類に変更があった場合、30日以内に知事へ届け出なければならないことを知っている。	法9条
帳簿の備付け等	(12) 登録住宅の修繕及び改修の実施状況を帳簿に記載し保存している。	法19条
	(13) 入居者からの金銭受領の記録を帳簿に記載し保存している。	法19条
	(14) 入居者に提供した高齢者生活支援サービスの内容を帳簿に記載し保存している。	法19条
	(15) やむを得ず入居者の身体的拘束を行った場合、その態様及び時間、入居者の心身状況、及び拘束理由を記載し保存しなければならないことを知っている。	法19条
	(16) 入居者及び家族からの苦情内容を帳簿に記載し保存している。	法19条
	(17) サービス提供で、事故が発生した場合の状況及び処置内容を記載し保存している。	法19条
	(18) 住宅の管理、サービスの提供を委託した場合は、委託事業者との契約事項及び業務の実施状況を保存している。	法19条
	(19) 帳簿は各事業年度の末日で閉鎖し、2年間保存するルールである。	法19条
	その他	(20) 入居者に対して以下の①～④のいずれかのサービスを提供している。 ①食事の提供、②介護（入浴、排泄、食事）、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理

## サービス付き高齢者向け住宅に係る変更届について

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第9条第1項および第2項の規定により、登録事項に変更があったとき、又は添付書類の記載事項に変更があったときは、その日から30日以内に変更届を提出することとされております。

### 1 提出書類

サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等の変更届出書

### 2 作成方法

国の登録情報システムに登録申請時のIDとパスワードでログインし、変更箇所を入力してください。（入力方法は、システム内にマニュアルが保存されておりますのでご参照ください。）

入力が完了しますとPDFが作成されますので、出力の上、事業者様の印を押印し、添付書類と合わせて3部作成してください。（原本1部：建築住宅課分、コピー2部：介護支援課分、市町村分）

### ☆ 参考（変更届の原因事例）

- ・家賃の変更（添付書類：契約書など）
- ・サービス料金の変更（添付書類：契約書など）
- ・役員の変更（添付書類：登記事項証明書、定款、誓約書など）
- ・改築（添付書類：図面、加齢対応構造のチェックリストなど）

添付書類は、同じ事例でも内容によって異なることがありますので、事前にご相談ください。



元建住号外  
令和元年(2019年)〇月〇日

令和元年〇月末までに登録有効期限が到来する  
サービス付き高齢者向け住宅運営事業者 様

長野県建設部建築住宅課長

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の更新のご案内

日頃より本県の住宅行政につきまして御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

サービス付き高齢者向け住宅の登録は、法第5条第2項の規定により、5年ごとの更新を受けなければ、その効力を失うこととなりますので、登録更新を希望する場合は、別紙1の2による期間内に登録更新の手続きを行ってくださいますようお願いいたします。

なお、登録の効力を失った状態で事業を続けた場合、登録を要件とする国の補助金を受けて整備したサービス付き高齢者向け住宅やその併設施設については、補助金の返還事由に該当することとなります。

また、事業を廃止する場合や、有料老人ホームとして事業を継続する場合には別途手続きが必要となりますので御留意願います。

長野県建設部建築住宅課

担当：小林 弘幸(課長)

深澤 武利 宮崎 拓人(担当)

電話：026-235-7339(直通)

FAX：026-235-7479

E-mail：kenchiku@pref.nagano.lg.jp

(別紙1)

## サービス付き高齢者向け住宅の登録更新手続きについて

### 1 更新手続きの流れ

- (1) 更新手続き期間内に「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」(<https://www.satsuki-jutaku.jp/>)で更新申請書を作成の上必要書類を添付し、長野県庁建築住宅課まで持参にて提出してください。なお、持参される場合はあらかじめご連絡いただき、日程の確認をして下さいますようお願いいたします。

提出先 長野県建設部建築住宅課

住 所：長野県長野市大字南長野字幅下 692-2、7 階

電 話：026-235-7339

- (2) 申請書及び必要書類を受理後、申請内容について審査\*を行います。

※ 審査にあたっては長野県手数料徴収条例（平成12年3月23日）第2条に基づく審査手数料が発生します。申請書を受理後、納入通知書を送付しますので、期限内にお支払いください。

- (3) 審査完了及び審査手数料の入金を確認後、登録更新が完了し、登録更新通知を交付します。

### 2 更新手続き期間

「サービス付き高齢者向け住宅登録通知書」に記載された登録有効期限から起算して90日から30日前

### 3 必要書類

別紙2のとおり

### 4 その他

更新方法や登録制度の詳細につきましては以下のホームページをご覧ください。

- (1) 長野県ホームページ 更新方法や更新審査手数料の説明

サービス付き高齢者向け住宅の登録の更新について

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/kenko/koureisha/shisetsu/torokusedo.html>

- (2) 登録制度や登録申請書の作成及び作成方法について

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム

<https://www.satsuki-jutaku.jp/apply.html>

(別紙2)

サービス付き高齢者向け住宅の登録更新に関する提出必要書類について

- 1 サービス付き高齢者向け住宅更新申請書
- 2 住宅の位置を表示した付近見取図
- 3 住宅及びその敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する高齢者居宅生活支援施設の敷地内の位置図（縮尺、方位を明示）
- 4 間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図（縮尺、方位を明示）
- 5 加齢対応構造（バリアフリー）等を表示した書類（加齢対応構造等を確認できる図面を添付）
- 6 入居契約に係る約款（高齢者生活支援サービスに係る約款を含む）
- 7 住宅、施設及び当該敷地の使用権限を証する書類（公図の写し（当該敷地を赤線で記入）、土地・建物の登記事項証明書、賃貸借契約書の写し）
- 9 申請者が法人の場合は、登記事項証明書及び定款
- 10 法第7条第1項第6号及び第7号の基準に適合することを誓約する書面
- 11 法第7条第1項第8号の基準に適合することを証する書類 前払い金を受領する場合は、前払い金の保全措置が講じられていることを証する書類
- 12 登録を受けようとする者が、法第8条第1項各号の欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面
- 13 緊急通報装置を表示した書類（図面又は写真等）
- 14 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（介護保険事業所併設又は必須サービスを介護保険事業所に委託する場合）
- 15 建築確認検査済証
- 16 提出書類チェックリスト

## 平成 30 年度一般検査実施結果

〔有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅を含む)〕

長野県健康福祉部地域福祉課

### 1 実施結果

区 分	実施数 (ア+ウ+エ)	指摘なし (イ)	口頭指導 (ロ)	文書指摘 (ハ)	文書指摘件数 (ニ)	文書指摘割合 (エ/ア) %
30 年度	78	20	0	58	202	74.4
29 年度	113	19	0	94	326	83.2
増 減	△35	1	0	△36	△124	△8.8

### 2 文書指摘事項

【実施数：78 施設】

指 摘 事 項	件 数	割合 (%)	【参考】 過去3年度 平均 (%)
事故発生の防止等の取組みが不十分	59	29.2	21.9
非常災害対策が不十分	33	16.3	14.7
重要事項の説明・同意等、契約手続きの不備	19	9.4	11.2
身体拘束を行う際の手続きが不十分	17	8.4	7.3
預り金の管理が不適切	16	7.9	5.7
虐待防止の取組みが不十分	15	7.4	6.1
個人情報の取扱いに関する措置が不十分	14	6.9	6.4
運営懇談会が未開催	11	5.4	7.7
その他	18	9.1	19.0
計	202	100.0	100.0

### 3 主な指導事例

事故発生の防止等の取組みや、非常災害対策が不十分な施設が多く認められました。

#### ○ 事故発生の防止等の取組みが不十分

事故が発生した場合の対応等が記載された指針が整備されていない事例、事故発生の防止のための職員研修が行われていない事例等がありました。

事故報告様式や報告方法の整備、報告された事故の集計と発生原因の究明及び再発防止策の検討、事例や分析結果の職員への周知徹底、防止策の効果についての評価等、事故に対して施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげる必要があります。

また、県への報告については、平成 24 年 7 月 31 日付け 24 健長介第 271 号長野県健康福祉部健康長寿課介護支援室長通知「有料老人ホームにおける事故の情報提供について」により報告様式が定められています。

なお、事故の状況及び事故に際して採った処置の内容についての記録は、5 年間保存する必要があります。

○ 非常災害対策が不十分

消防法に定める避難訓練等が実施されていない事例がありました。

事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を作成するとともに、避難等必要な訓練を定期的に行う必要があります。

○ 重要事項の説明・同意等、契約手続きの不備

入居契約書において契約金額が不明確な事例、重要事項説明書について長野県有料老人ホーム設置運営指導指針に定める様式を使用していない事例等がありました。

入居契約書は、利用料等の費用負担の額及びこれによって提供されるサービス等の内容、入居開始可能日等が明示されている必要があり、重要事項説明書は、長野県有料老人ホーム設置運営指導指針に定める様式に基づき、入居契約に関する重要な事項を入居者に誤解を与えないよう実態に即して正確に記載する必要があります。

また、入居希望者が、契約内容について十分理解した上で契約を締結できるよう、入居契約締結前に十分な時間的余裕をもって重要事項説明書及び入居契約書について説明を行うとともに、説明を行った者と説明を受けた者が署名を行う必要があります。

○ 身体拘束を行う際の手続きが不十分

緊急やむを得ず身体拘束を行うに当たり、3つの要件（切迫性、非代替性、一時性）の検討記録がない事例や、身体拘束を行った際の記録（態様、時間、入居者の心身の状況及び緊急やむを得なかった理由）が不十分な事例がありました。

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、「身体拘束ゼロへの手引き」（平成 13 年 3 月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）に従った手続きを行う必要があります。

なお、身体拘束を行った際の記録は、5 年間保存する必要があります。

○ 預り金の管理が不適切

入居者の預り金等の管理について、預り金管理規程等が整備されていない事例、預り金管理規程に定められた手順に沿った管理が行われていない事例がありました。

入居者または家族もしくは身元引受人からの依頼により、金銭等を取り扱う場合は、入居者預り金管理規程等に基づき適正に処理を行う必要があります。

○ 虐待防止の取組みが不十分

虐待防止に係る研修が実施されていない事例、養介護施設従事者等による虐待が疑われる事例について市町村への通報が行われていない事例がありました。

有料老人ホーム設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 20 条の規定に基づき、研修の実施等、高齢者虐待の防止等のための措置を講じる必要があります。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する必要があります。

○ 個人情報の取扱いに関する措置が不十分

個人情報の利用に係る同意書が整備されていない事例がありました。

個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドンス（平成 29 年 4 月 14 日・厚生労働省）」を遵守する必要があります。

○ 運営懇談会が未開催

運営懇談会が開催されていない事例がありました。

管理者、職員及び入居者により構成される運営懇談会を設け、定期的に入居者の状況等を報告し、説明するとともに、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努める必要があります。

また、事業の運営について外部からの点検が働くよう、職員及び入居者以外の第三者的立場にある者を加えるよう努める必要があります。